

第6次美濃市障がい者計画・
第7期美濃市障がい福祉計画・
第3期美濃市障がい児福祉計画
(案)

令和5年12月

美濃市

目次

第1章 計画策定の趣旨について.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 国の障がい者施策の流れ.....	2
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	8
5 計画の対象.....	9
6 計画の策定体制.....	9
第2章 美濃市の現状と取り組みの評価.....	10
1 統計データからみる現状.....	10
2 アンケート調査結果からみた現状.....	19
第3章 計画の基本的な考え方.....	60
1 基本理念.....	60
2 基本目標.....	61
3 計画の体系.....	63
4 美濃市の重点的課題について.....	64
第4章 施策の展開.....	66
基本目標1 人権の尊重と障がいへの理解・協働の促進.....	66
基本目標2 健康づくりと保健・医療体制の充実.....	70
基本目標3 障がい特性に応じた包括的な支援の推進.....	74
基本目標4 障がい児者の自立と社会参加の促進.....	81
基本目標5 安全・安心に暮らせる生活環境の整備.....	88

第5章 サービスの見込量.....	95
1 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策.....	95
2 地域生活支援事業の見込量と確保の方策.....	100
3 障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策.....	110
4 成果目標.....	112
第6章 計画の推進体制.....	119
1 推進体制と計画の進行管理.....	119
2 圏域での連携.....	119
3 自立支援協議会.....	119
4 関係機関・ボランティア団体との連携体制.....	119
5 計画の普及・啓発.....	120
6 PDCAサイクルによる進捗管理.....	120

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした取組が進められています。

美濃市（以下「本市」）では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、令和3年度に「第5次美濃市障がい者計画・第6期美濃市障がい福祉計画・第2期美濃市障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「共に支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまち」を念頭に、次期計画である「第6次美濃市障がい者計画・第7期美濃市障がい福祉計画・第3期美濃市障がい児福祉計画」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 国の障がい者施策の流れ

(1) 障害者計画にかかる動向

障がい者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障がい者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障がい者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障がい者の自立と社会参加の促進、精神障がい者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間の計画期間として、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障がいのある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障がい者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障がい者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24（2012）年に新たに制定されました。

また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

(2) 近年の障がい者に関するその他の法整備

障がい者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障がい者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障がい者の人権や基本的自由の享有を確保する障がい者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障がい者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障がいの特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されました。

令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障がいや難病をもつ方の地域生活や就労の支援を強化として、障がい者の多様な就労ニーズに応じた支援として「就労選択支援」が追加されることになっています。

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「第6次美濃市障がい者計画・第7期美濃市障がい福祉計画・第3期美濃市障がい児福祉計画」（以下「本計画」）は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障害者計画」は本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

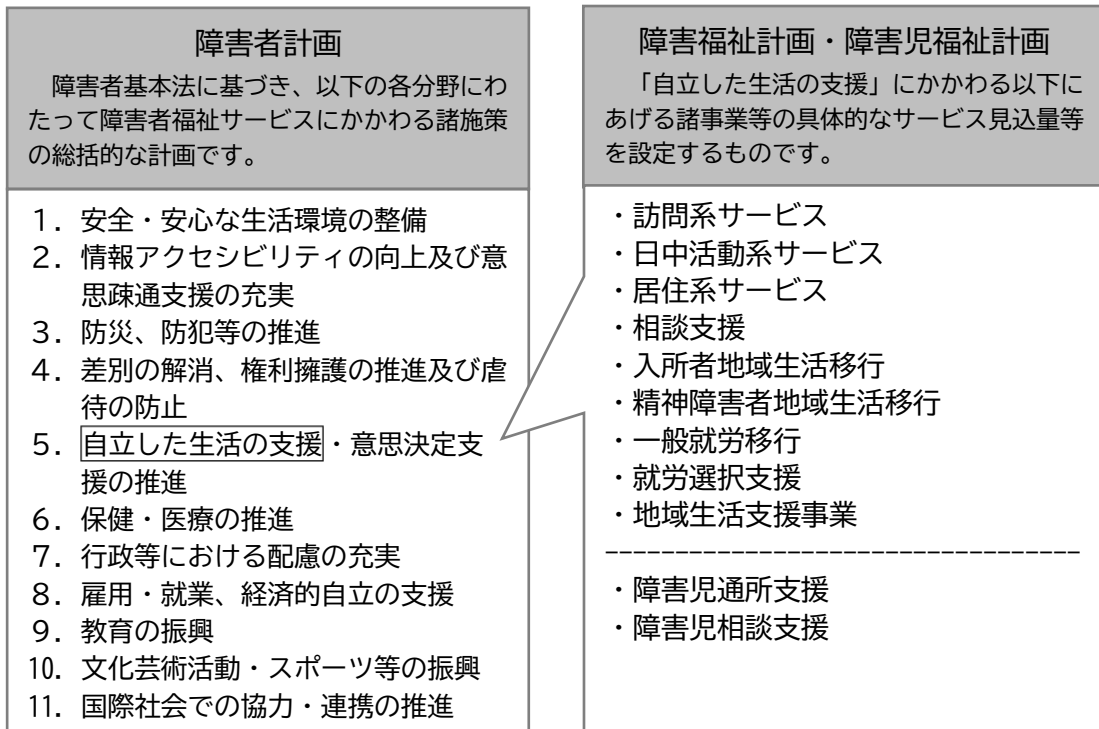
「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画 (平成30(2018)年度 ～令和4(2022)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	第4期岐阜県障がい者総合支援プラン(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)		
美濃市	第6次美濃市障がい者計画・第7期美濃市障がい福祉計画・第3期美濃市障がい児福祉計画		

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】



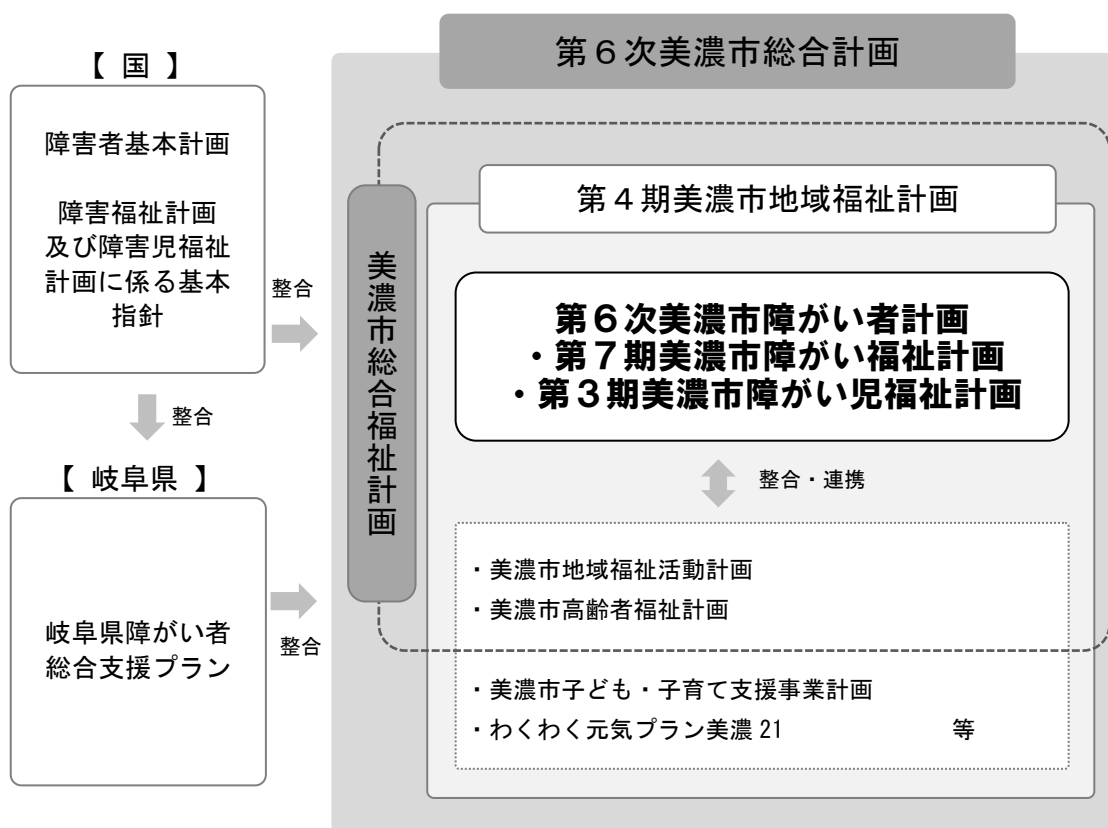
【「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイント】（令和5年）

（1）指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

(3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「第6次美濃市総合計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が策定した「第4期美濃市地域福祉計画」、「美濃市高齢者福祉計画」、「美濃市子ども・子育て支援事業計画」、「わくわく元気プラン美濃21」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいをもつ人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

今回策定する「第6次美濃市障がい者計画・第7期美濃市障がい福祉計画・第3期美濃市障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画の期間とします。

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障がい者 計画	第5次		第6次			次期計画			
障がい 福祉計画	第6期		第7期			次期計画			
障がい児 福祉計画	第2期		第3期			次期計画			

5 計画の対象

本計画は、障がい者（児）施策全般についての計画であり、保健・医療、教育、子育て、就労、文化、スポーツ、防災、まちづくりなど、複数の領域に関係しています。また、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画対象は全市民としています。

なお、本計画における「障がい者」とは、手帳の有無に関わらず以下を指します。

- ・身体に障がいのある者【18歳以上】
- ・知的障がいのある者【18歳以上】
- ・精神に障がいのある者【18歳以上】
（発達障がいのある者、高次脳機能障がいのある者を含み、知的障がいのある者を除く）
- ・難病等のある者【18歳以上】

また、「障がい児とは」、以下を指します。

- ・身体に障がいのある児童【18歳未満】
- ・知的障がいのある児童【18歳未満】
- ・精神に障がいのある児童【18歳未満】
（発達障がいのある児童、高次脳機能障がいのある児童を含み、知的障がいのある児童を除く）
- ・難病等のある児童【18歳未満】

6 計画の策定体制

（1）計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「美濃市障がい者計画等策定委員会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を採り入れながら、計画を策定しました。

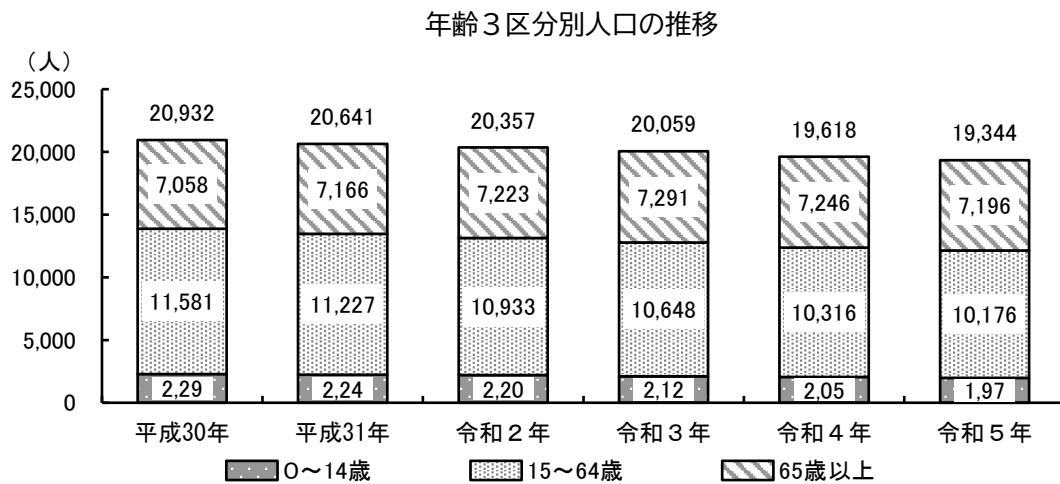
（2）計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者等へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。

1 統計データからみる現状

(1) 人口の状況

総人口は減少傾向にあり、令和5年3月末日時点での人口（住民基本台帳）では、19,344人と2万人をきり、ここ6年で1,588人減少しています。

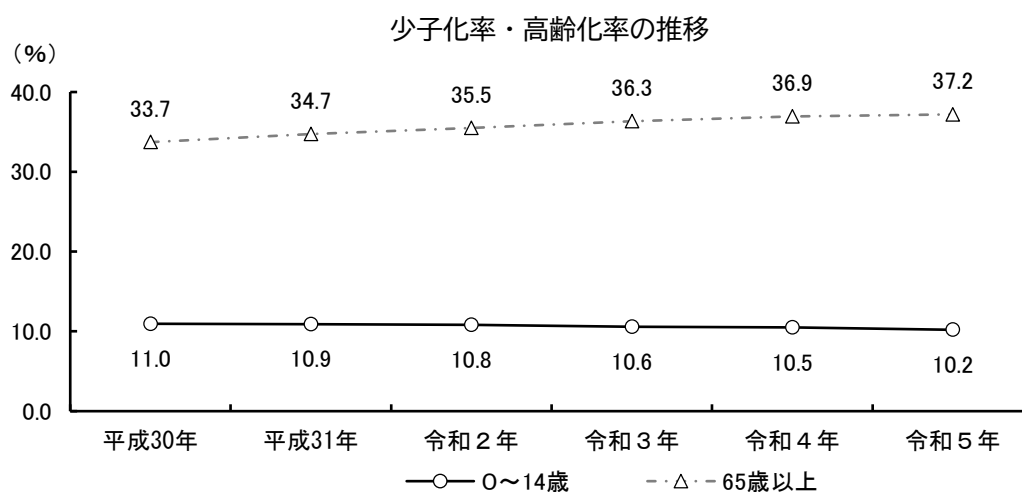


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

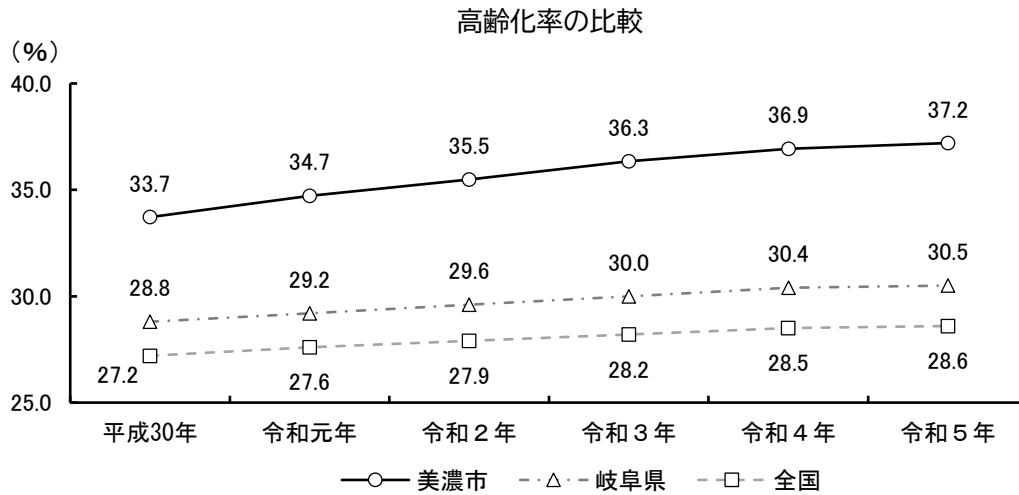
(2) 少子高齢化の状況

① 少子化率・高齢化率の状況

年々少子高齢化が進み、令和5年3月末日時点では少子化率（0～14歳人口の割合）は10.2%で減少傾向にある一方、高齢化率（65歳以上人口の割合）は37.2%と増加傾向を示しています。



美濃市の高齢化率を全国、県と比べると、全国、県よりも高い水準で推移しています。

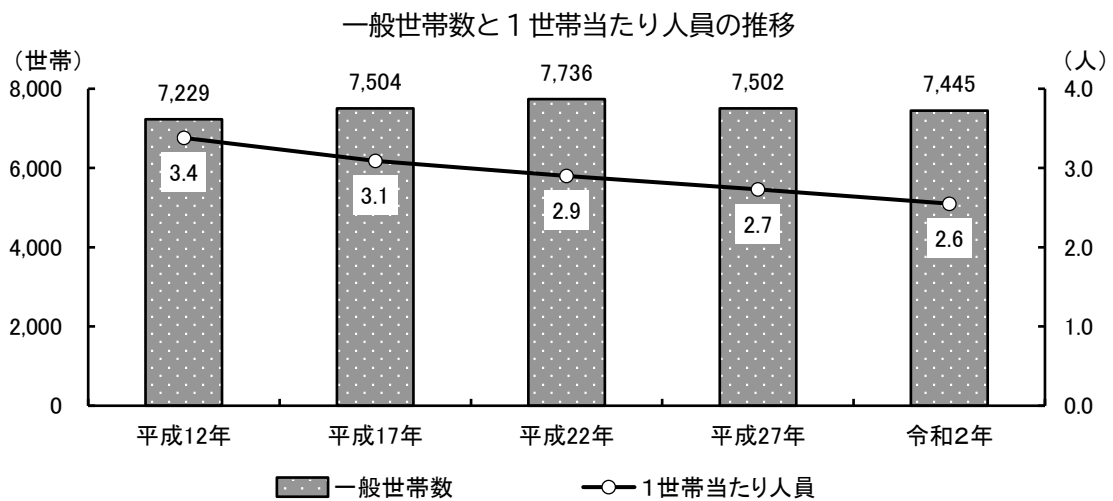


資料：美濃市は住民基本台帳（各年3月末日現在）
 県・全国は総務省「住民基本台帳に基づく人口」（各年1月1日現在）

（3）世帯の状況

一般世帯数は平成22年までは増加していたものの、その後減少に転じ、令和2年では7,445世帯となっています。

1世帯当たり人員も年々減少しており、令和2年では2.6人と、世帯の小規模化が進んでいます。



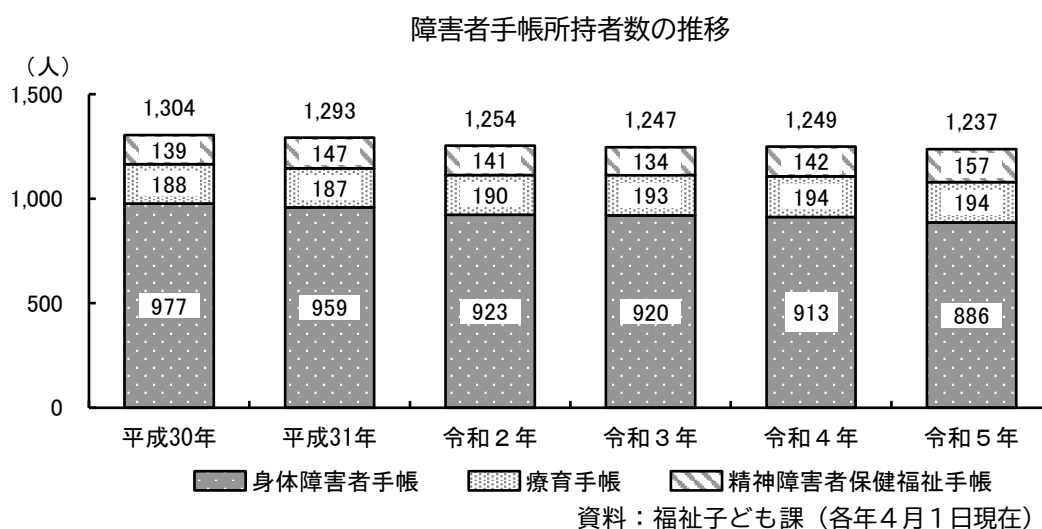
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者の状況

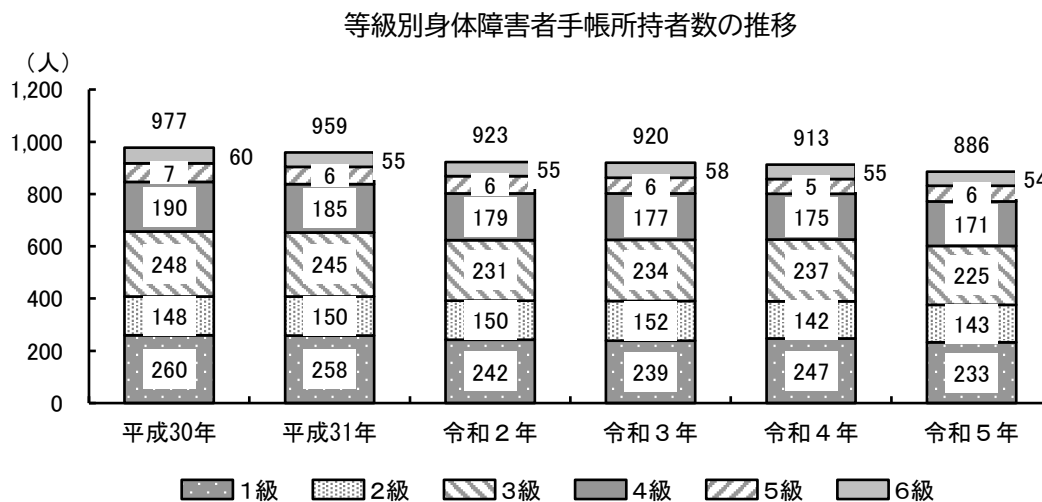
障害者手帳所持者数は多少の増減はあるものの概ね減少傾向にあり、令和5年では平成30年より67人減少し、1,237人となっています。

手帳種別に平成30年年と令和5年の数値を比較すると、身体障害者手帳所持者数は91人減少しています。一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、療育手帳所持者数は6人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は18人の増加となっています。

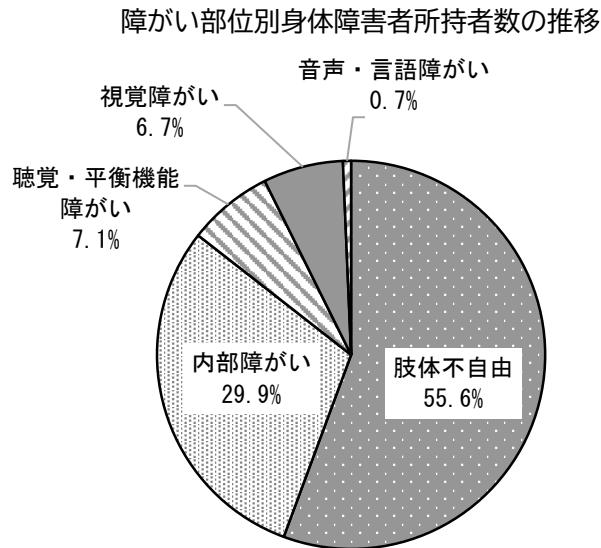


身体障害者手帳所持者数はおおむね減少傾向にあり、令和5年では886人となっています。

等級別でみると、平成30年以降は1級が最も多く、次いで3級が多くなっています。

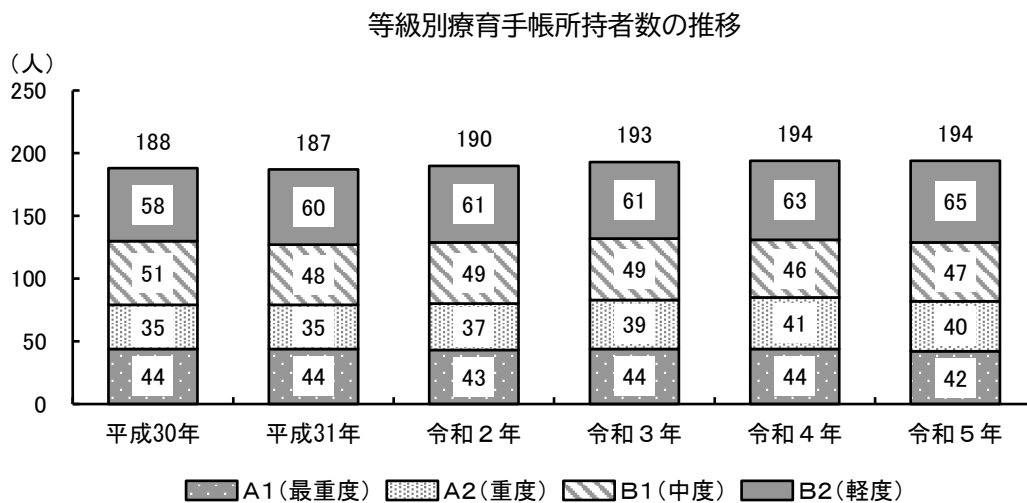


令和5年の身体障害者手帳所持者数を障がい部位別で見ると、肢体不自由の割合が最も高く55.6%となっています。次いで割合が高いのは内部障がいで、29.9%となっています。



資料：福祉子ども課（令和5年4月1日現在）

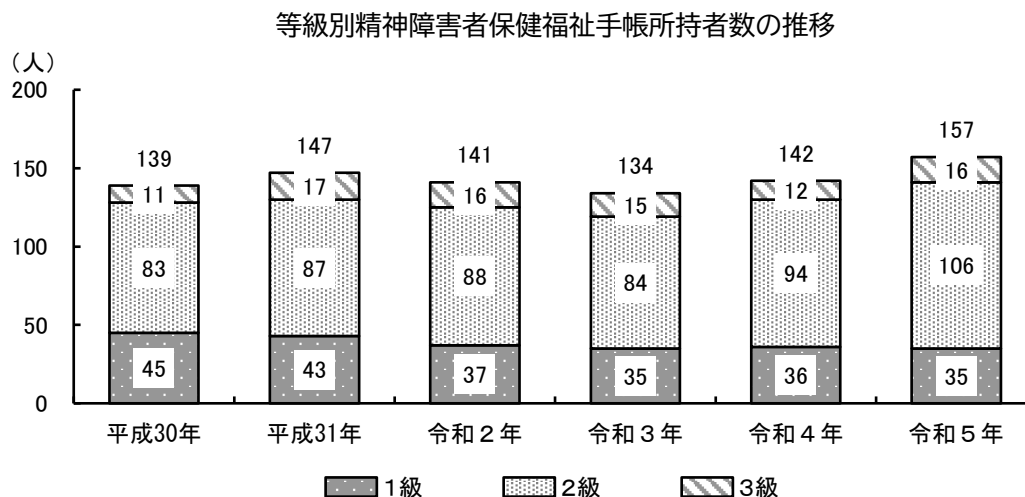
療育手帳所持者数はおおむね増加傾向にあり、令和5年では194人となっています。等級別で見ると、平成30年以降はB2（軽度）が最も多く、次いで、B1（中度）が多くなっています。



資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成31年から令和3年まで減少していましたが、その後増加し、令和5年では157人となっています。

等級別でみると、各年とも2級が最も多くなっています。

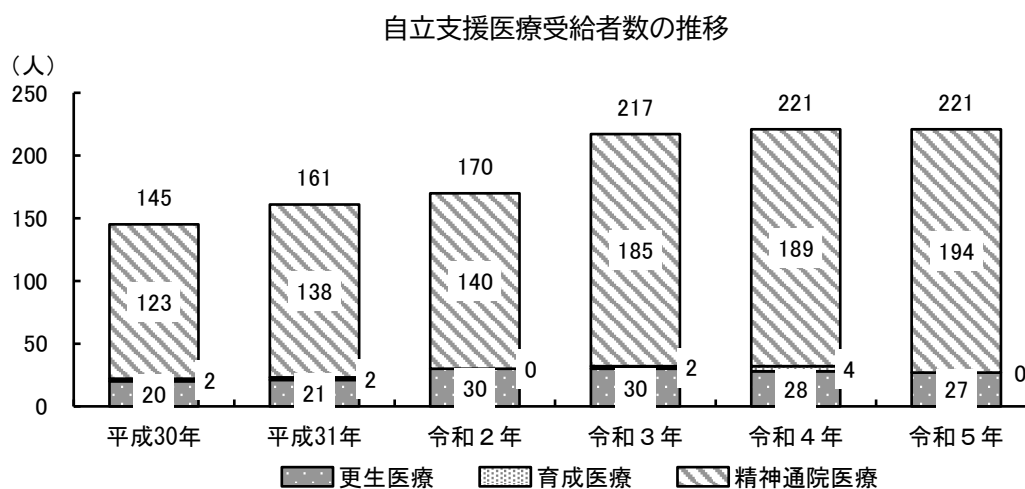


資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）

② 自立支援医療等の状況

自立支援医療受給者数は、平成30年から令和2年までは200人以下で推移していたものの、令和3年で大きく増加し、以降は横ばいで推移しています。

内訳をみると、各年とも、精神通院医療受給者数が最も多く、ここ3年は190人前後で推移しています。



資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）

特定医療費（指定難病）受給者数は令和5年では143人、小児慢性特性疾病医療費受給者数は8人となっています。

特定医療費（指定難病）受給者数、小児慢性特性疾病医療費受給者数の推移

単位：人

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
特定医療費（指定難病） 受給者数	114	120	137	142	155	143
小児慢性特性疾病医療費 受給者数	9	9	7	8	7	8

資料：関保健所（各年3月31日現在）

③ 障がいのある児童・生徒の状況

特別支援学校在籍者数は、小学部は令和2年以降、中学部は令和3年以降増加しており、高等部では令和2年以降減少傾向となっています。令和5年では小学部が5人、中学部が5人、高等部が4人となっています。

特別支援学校在籍者数の推移

単位：人

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小学部	6	4	3	4	5	5
中学部	8	6	2	1	4	5
高等部	14	9	10	8	5	4

資料：各特別支援学校（各年5月1日現在）

特別支援学級[※]在籍者数をみると、小学校では平成30年以降増加傾向にあり、令和5年では46人となっています。中学校については令和元年から令和4年までは増加傾向にありましたが、令和5年には減少し、13人となっています。

通級指導教室在籍者数をみると、小学校の言語通級では令和4年から令和5年で増加し14人となっています。小学校のLD[※]/ADHD[※]等通級については令和4年までは増加傾向にありましたが、令和5年には14人減少し、35人となっています。中学校のLD/ADHD等通級については、令和4年までは横ばいで推移していましたが、令和5年には4人増加し、20人となっています。

また、現在すべての小中学校で通級及び特別支援学級が設置されていますが、言語通級は美濃小学校のみとなり、市内の全小学校から入級しています。

<用語説明>

※ 特別支援学級

障がいのある幼児、児童、生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

※ LD

学習障がい。基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態。

※ ADHD

注意欠如・多動症。年齢や発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

特別支援学級及び通級指導教室在籍者数の推移

単位：人

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
特別支援 学級	小学校	26	35	37	44	46	46
	中学校	19	12	15	17	18	13
通級指導 教室	小学校 [※] (言語)	13	11	13	10	10	14
	小学校 (LD/ADHD等)	28	35	38	38	49	35
	中学校 (LD/ADHD等)	15	15	15	15	16	20

※言語通級は美濃小学校のみ（市内の全小学校から入級）

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

令和4年の特別支援学校卒業生（中学部と高等部の合計）の進路をみると、令和5年には福祉施設通所・入所が3人と最も多く、進学が1人となっています。

特別支援学校卒業生の進路の状況

単位：人

	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
進学	0	1	0	1	0	1
専修学校等入学	0	0	0	0	0	0
就職	2	3	1	2	1	0
福祉施設通所・入所	4	2	1	2	2	3
その他	0	1	1	0	0	2

資料：各特別支援学校（各年5月1日現在）

2 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「第6次障がい者計画」及び「障がい福祉計画（第7期）」の見直し、及び「障がい児福祉計画（第3期）」の策定の基礎資料とすることを目的とするものです。

② 調査対象

一般調査：美濃市在住の市民から無作為抽出

障害者手帳をお持ちの方用調査：市内在住の障がい者

③ 調査期間

令和5年2月14日～令和5年2月28日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

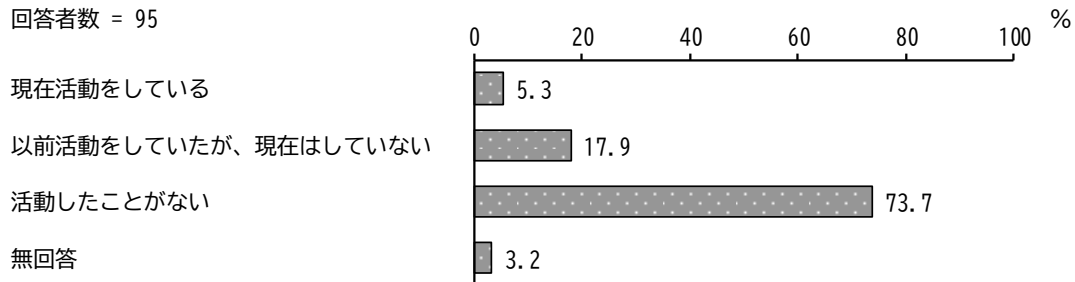
	配布数	有効回答数	有効回答率
一般調査	200 通	95 通	47.5%
障害者手帳をお持ちの方用調査	600 通	300 通	50.0%

(2) 調査結果

(2) - 1 一般調査

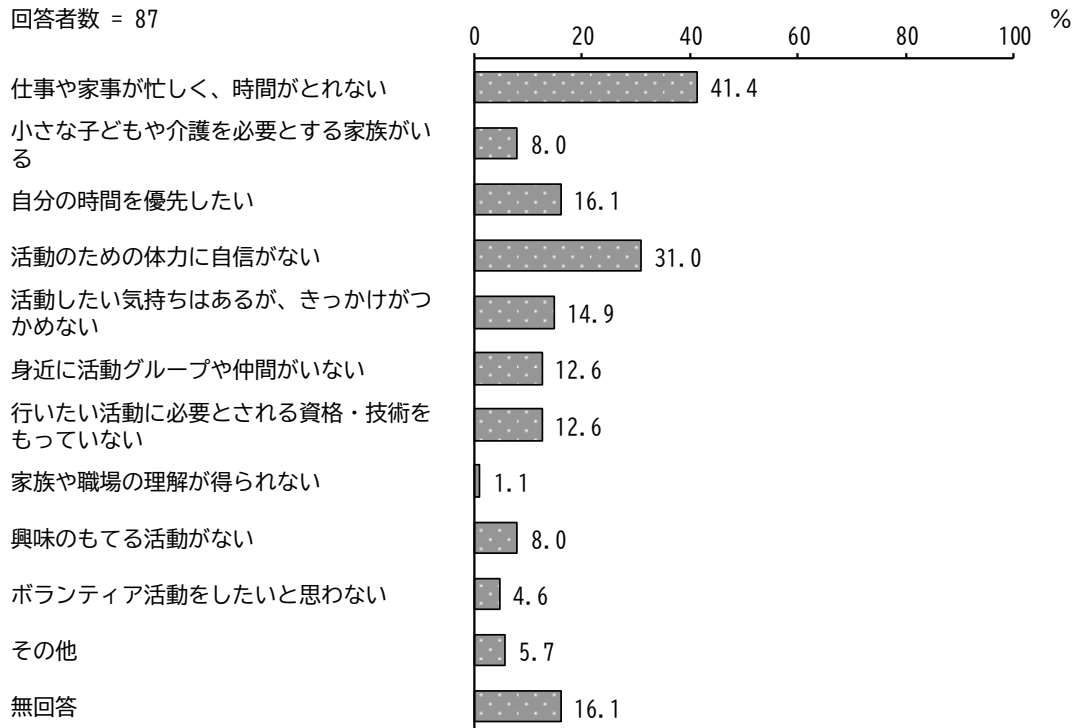
ア 福祉関係のボランティア活動の有無

「活動したことがない」の割合が73.7%と最も高く、次いで「以前活動をしていたが、現在はしていない」の割合が17.9%となっています。



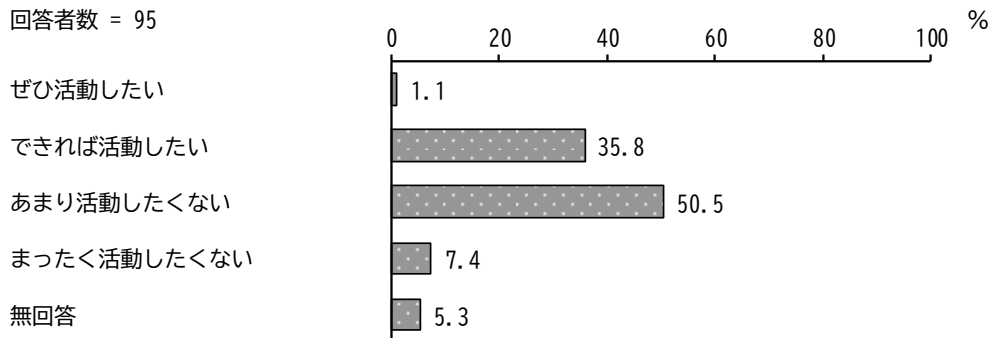
イ 活動していない理由

「仕事や家事が忙しく、時間がとれない」の割合が41.4%と最も高く、次いで「活動のための体力に自信がない」の割合が31.0%、「自分の時間を優先したい」の割合が16.1%となっています。



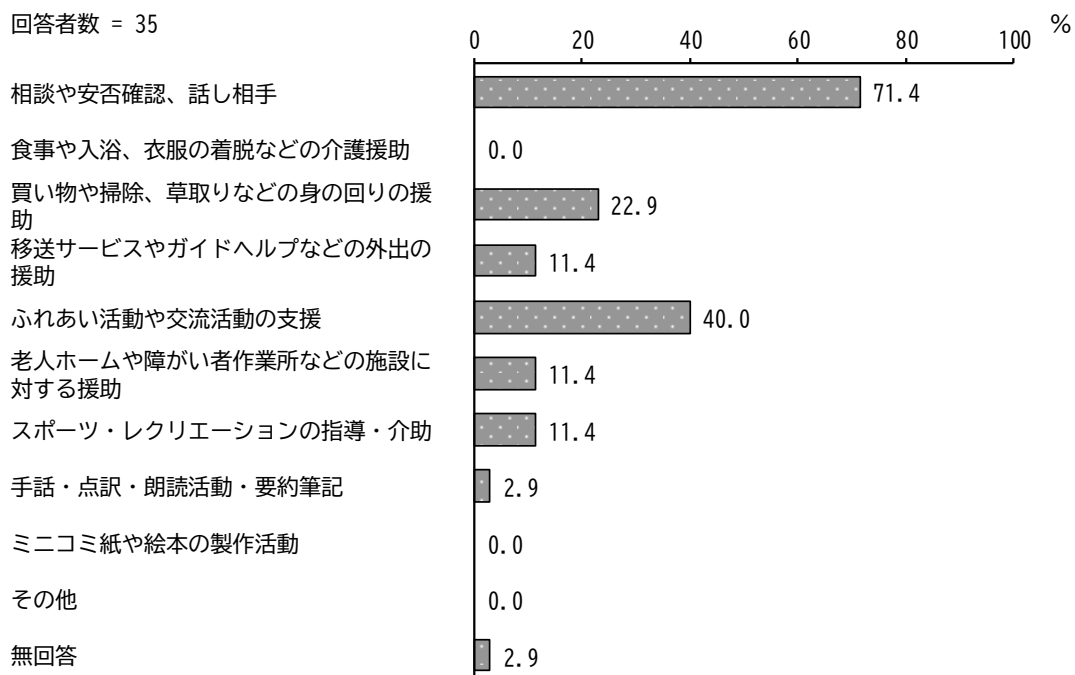
ウ 福祉関係のボランティア活動意向

「あまり活動したくない」の割合が50.5%と最も高く、次いで「できれば活動したい」の割合が35.8%となっています。



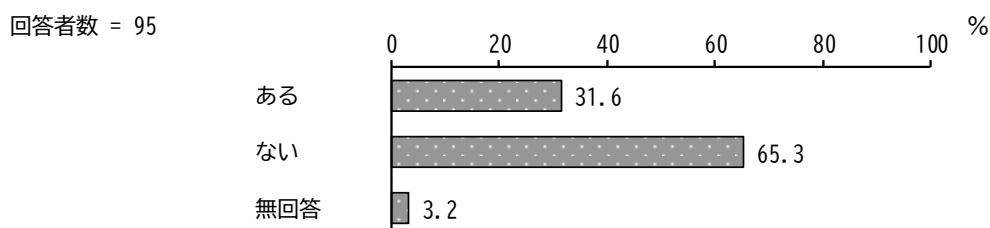
エ 希望する活動内容

「相談や安否確認、話し相手」の割合が71.4%と最も高く、次いで「ふれあい活動や交流活動の支援」の割合が40.0%、「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」の割合が22.9%となっています。



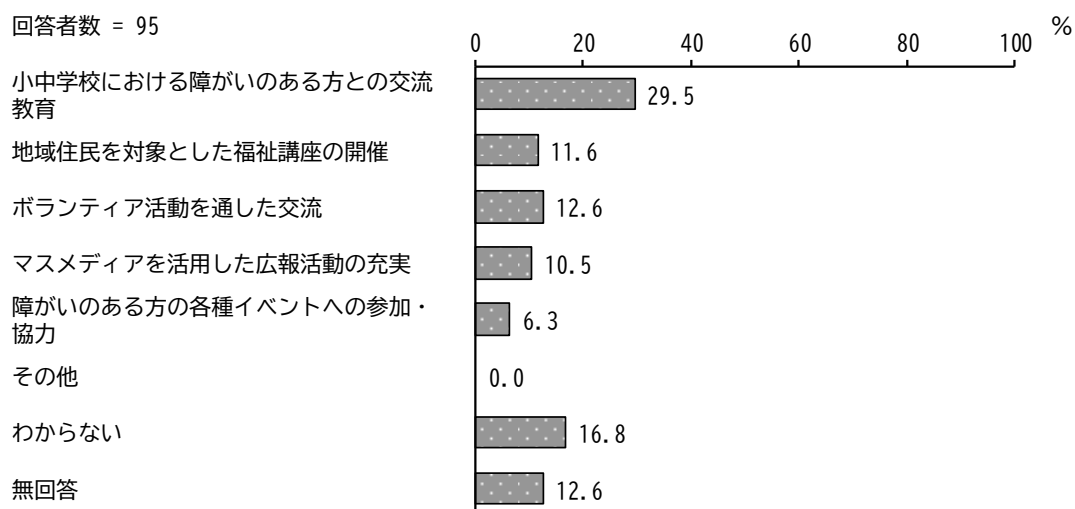
オ 障がい者への差別・偏見を見たり、聞いたりしたか

「ある」の割合が31.6%、「ない」の割合が65.3%となっています。



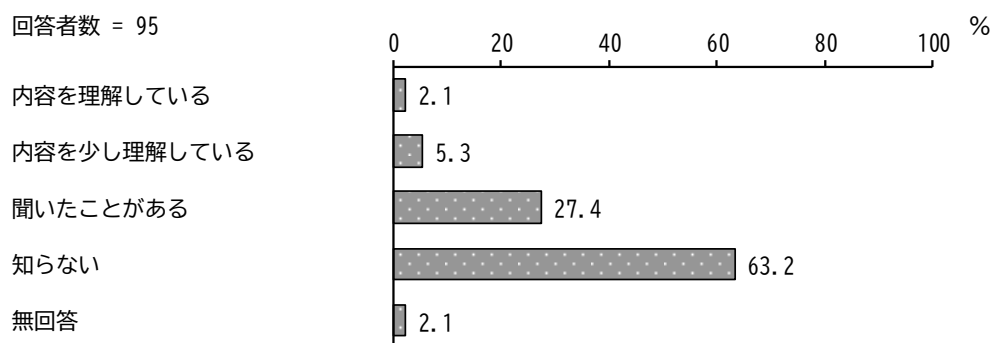
カ 障がいのある方への理解を深めるために必要なこと

「小中学校における障がいのある方との交流教育」の割合が29.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が16.8%、「ボランティア活動を通じた交流」の割合が12.6%となっています。



キ 「障害者差別解消法」の認知度

「知らない」の割合が63.2%と最も高く、次いで「聞いたことがある」の割合が27.4%となっています。

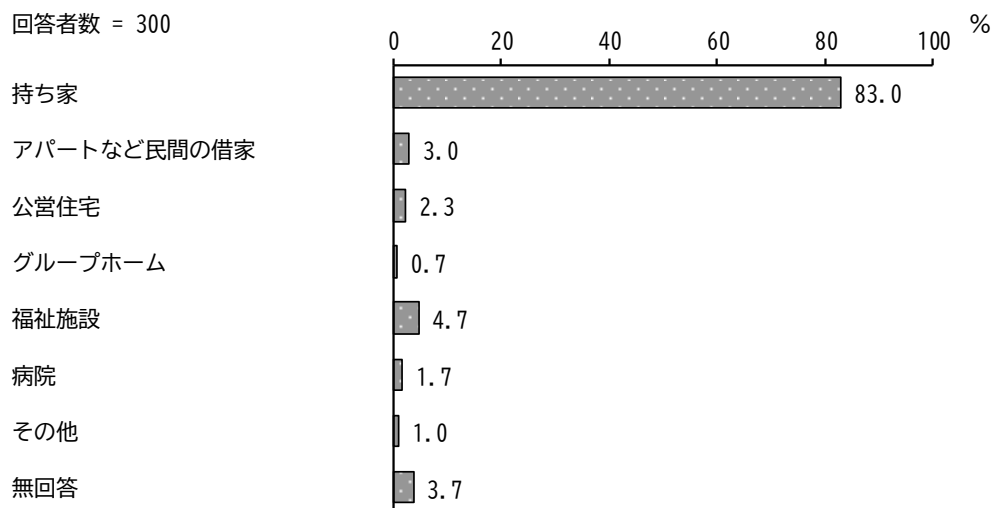


(2) - 2 障害者手帳をお持ちの方用調査

① 回答者属性

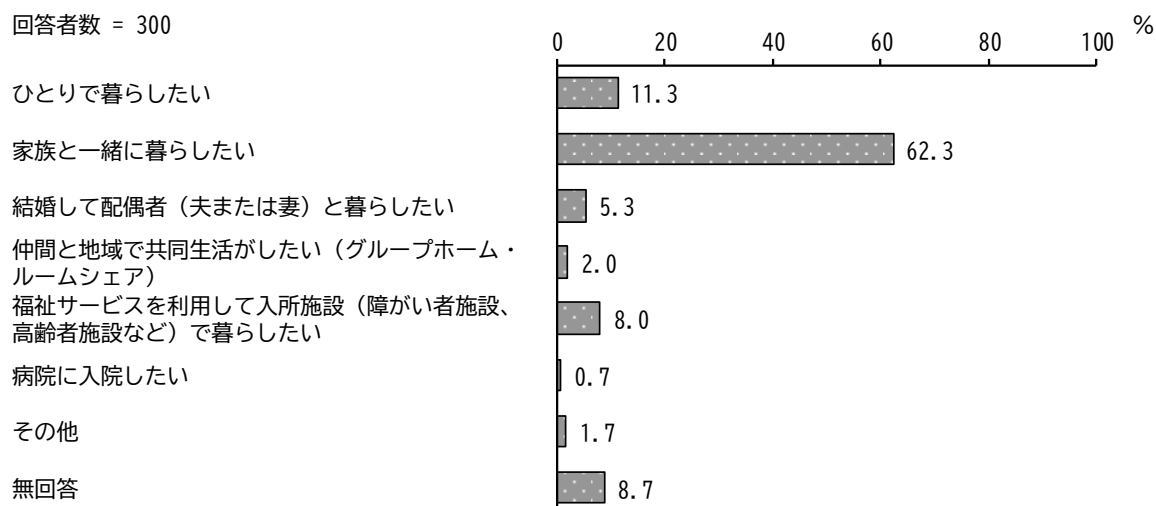
ア 現在、暮らしている住まい

「持ち家」の割合が83.0%と最も高くなっています。



イ 今後、希望する暮らし

「家族と一緒に暮らしたい」の割合が62.3%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」の割合が11.3%となっています。



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、身体障害者手帳で「家族と一緒に暮らしたい」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「ひとりで暮らしたい」の割合が高くなっています。

単位：％

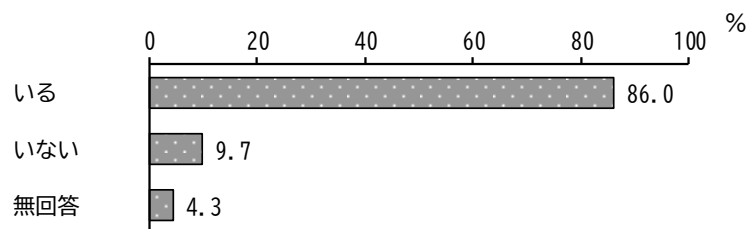
区分	回答者数(件)	ひとりで暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい	結婚して配偶者(夫または妻)と暮らしたい	仲間と地域で共同生活がしたい(グループホーム・ルームシェア)	福祉サービスを利用して入所施設(障がい者施設、高齢者施設など)で暮らしたい	病院に入院したい	その他	無回答
全体	300	11.3	62.3	5.3	2.0	8.0	0.7	1.7	8.7
身体障害者手帳	192	10.9	69.3	3.6	2.1	6.3	0.5	1.6	5.7
療育手帳	57	7.0	52.6	8.8	5.3	17.5	—	1.8	7.0
精神障害者保健福祉手帳	49	16.3	59.2	8.2	2.0	8.2	2.0	2.0	2.0
重複して持っている	12	—	58.3	8.3	16.7	16.7	—	—	—

② 医療について

ア かかりつけ医の有無

「いる」の割合が86.0%、「いない」の割合が9.7%となっています。

回答者数 = 300



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「いる」の割合が高くなっています。

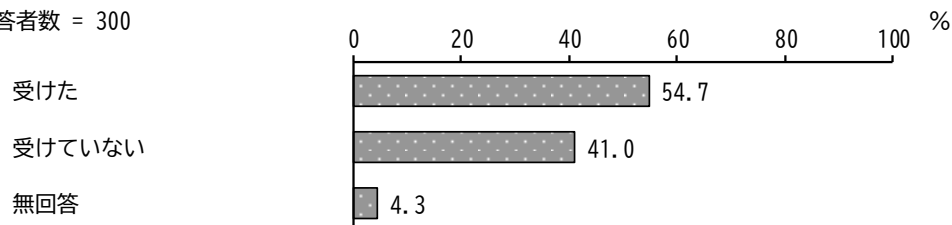
単位：％

区分	回答者数 (件)	いる	いない	無回答
全 体	300	86.0	9.7	4.3
身体障害者手帳	192	87.0	7.8	5.2
療育手帳	57	75.4	24.6	—
精神障害者保健福祉手帳	49	98.0	2.0	—
重複して持っている	12	75.0	25.0	—

イ 過去1年間での健康診断（人間ドックなど）の受診の有無

「受けた」の割合が54.7%、「受けていない」の割合が41.0%となっています。

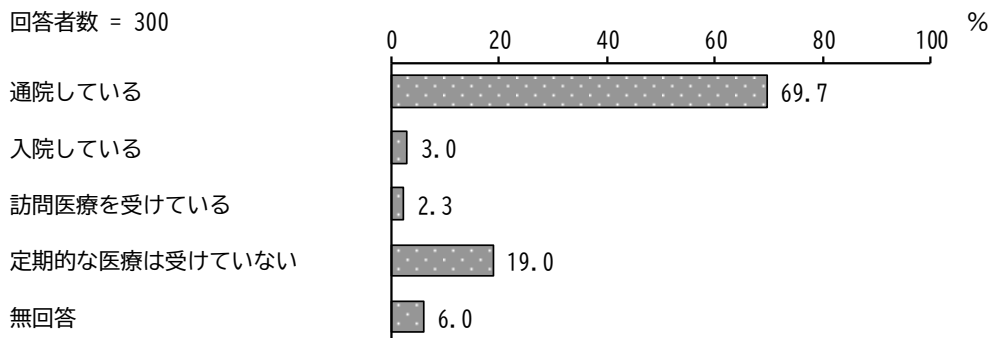
回答者数 = 300



ウ 定期的な医療（通院・入院・訪問医療）の受診の有無

「通院している」の割合が69.7%と最も高く、次いで「定期的な医療は受けていない」の割合が19.0%となっています。

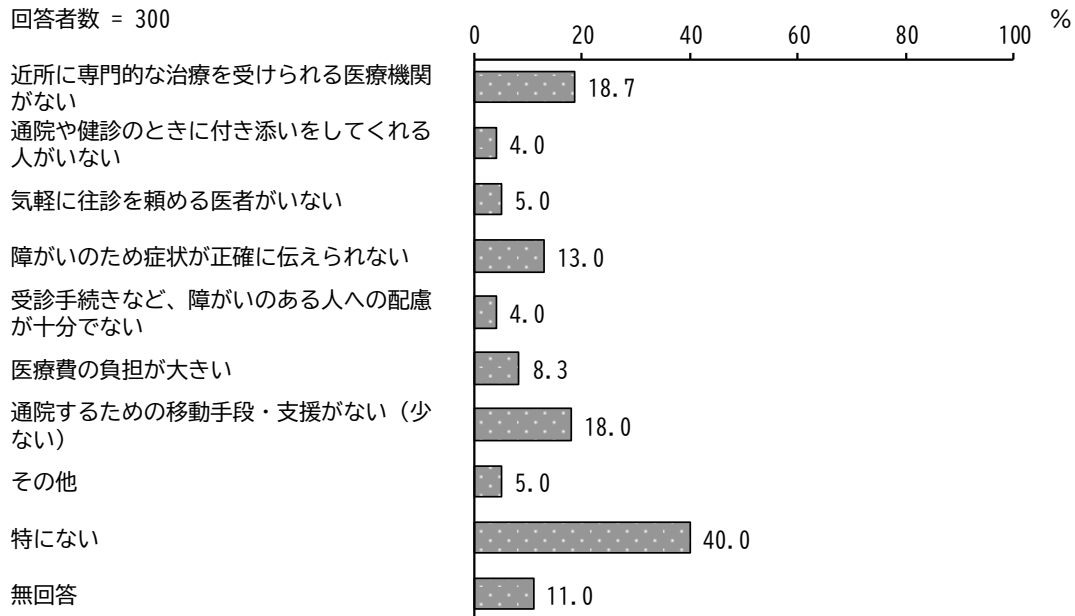
回答者数 = 300



エ 健康管理や医療で困っていること

「特にない」の割合が40.0%と最も高く、次いで「近所に専門的な治療を受けられる医療機関がない」の割合が18.7%、「通院するための移動手段・支援がない（少ない）」の割合が18.0%となっています。

回答者数 = 300



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、療育手帳で「障がいのため症状が正確に伝えられない」の割合が、重複して持っているで「近所に専門的な治療を受けられる医療機関がない」「障がいのため症状が正確に伝えられない」の割合が高くなっています。

単位：％

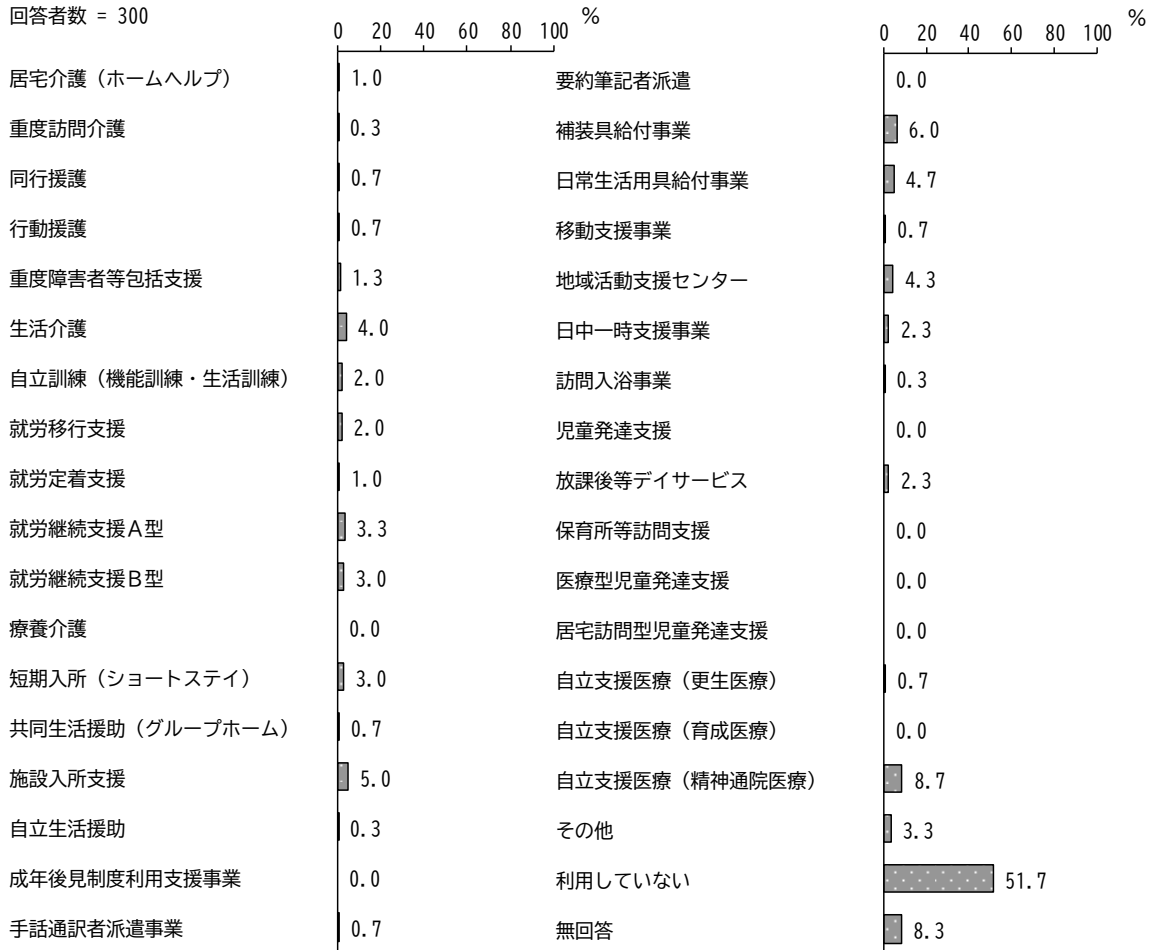
区分	回答者数(件)	近所に専門的な治療を受けられる医療機関がない	通院や健診のときに付き添いをしてくれる人がいない	気軽に往診を頼める医者がいない	障がいのため症状が正確に伝えられない	受診手続きなど、障がいのある人への配慮が十分でない
全体	300	18.7	4.0	5.0	13.0	4.0
身体障害者手帳	192	14.1	4.7	3.1	5.2	3.6
療育手帳	57	26.3	1.8	7.0	38.6	5.3
精神障害者保健福祉手帳	49	28.6	2.0	8.2	14.3	4.1
重複して持っている	12	33.3	—	—	25.0	8.3

区分	医療費の負担が大きい	通院するための移動手段・支援がない(少ない)	その他	特になし	無回答
全体	8.3	18.0	5.0	40.0	11.0
身体障害者手帳	11.5	17.2	4.2	43.8	13.0
療育手帳	3.5	17.5	1.8	42.1	3.5
精神障害者保健福祉手帳	4.1	18.4	8.2	36.7	6.1
重複して持っている	8.3	16.7	—	58.3	—

③ 福祉サービスについて

ア 現在利用している障がい福祉サービス

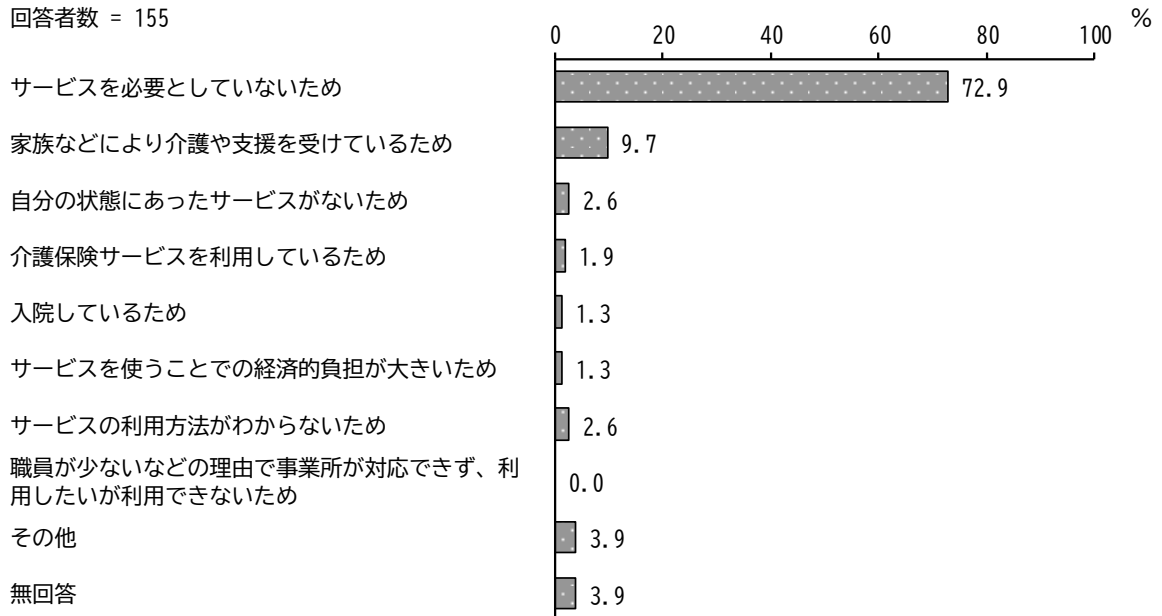
「利用していない」の割合が51.7%と最も高くなっています。



イ サービス未利用の理由

「サービスを必要としていないため」の割合が72.9%と最も高くなっています。

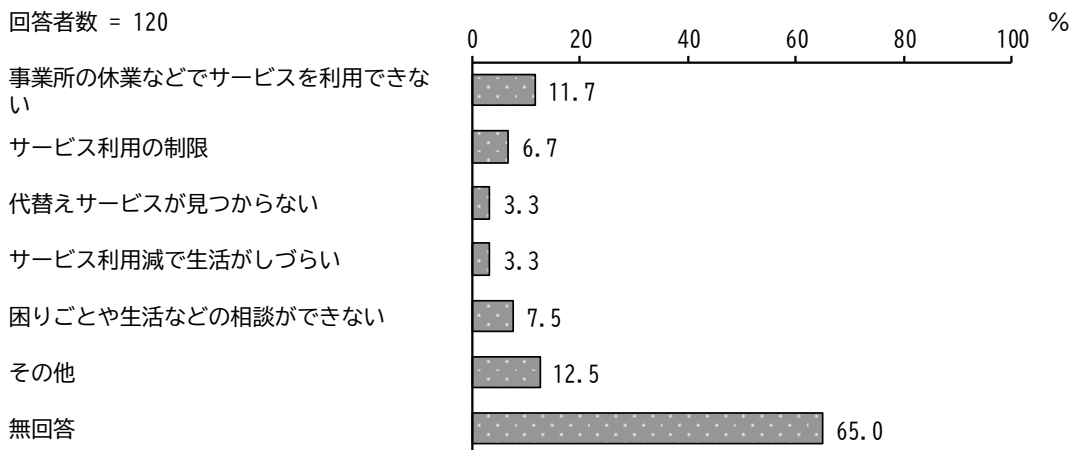
回答者数 = 155



ウ コロナ禍でのサービス利用について困っていること

「事業所の休業などでサービスを利用できない」の割合が11.7%と最も高くなっています。

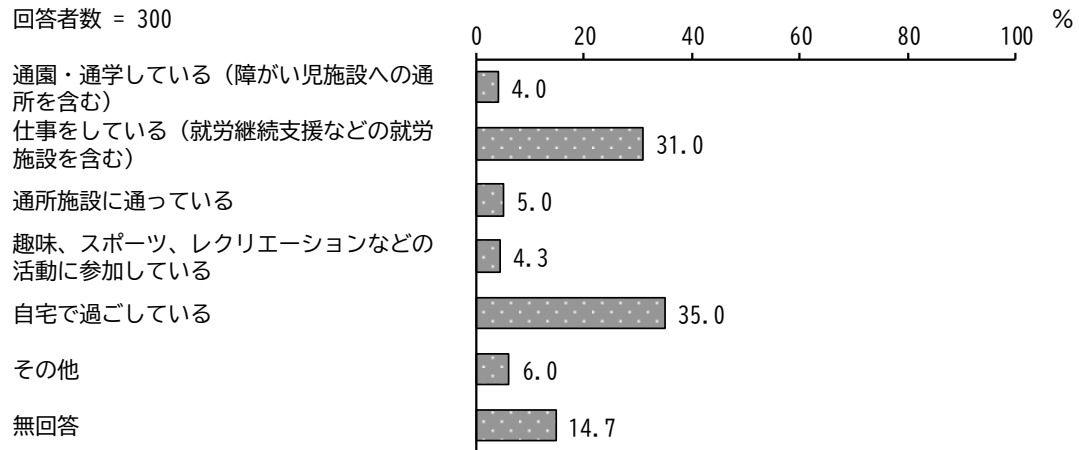
回答者数 = 120



④ 就労・就学について

ア 日中の過ごし方

「自宅で過ごしている」の割合が35.0%と最も高く、次いで「仕事をしている（就労継続支援などの就労施設を含む）」の割合が31.0%となっています。



【手帳所持者別】

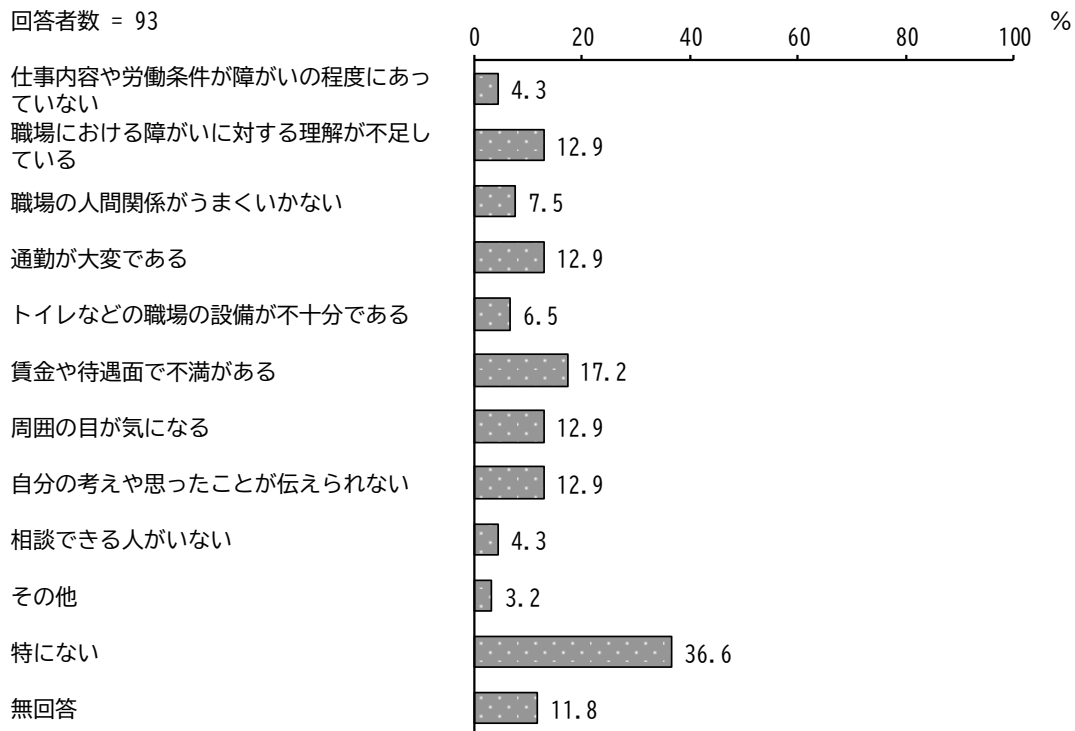
手帳所持者別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「仕事をしている（就労継続支援などの就労施設を含む）」の割合が、療育手帳で「仕事をしている（就労継続支援などの就労施設を含む）」の割合が、身体障害者手帳で「自宅で過ごしている」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数（件）	通園・通学している（障がい児施設への通所を含む）	仕事をしている（就労継続支援などの就労施設を含む）	通所施設に通っている	趣味、スポーツ、レクリエーションなどの活動に参加している	自宅で過ごしている	その他	無回答
全 体	300	4.0	31.0	5.0	4.3	35.0	6.0	14.7
身体障害者手帳	192	2.1	24.0	2.6	6.8	46.4	2.6	15.6
療育手帳	57	14.0	43.9	15.8	—	8.8	12.3	5.3
精神障害者保健福祉手帳	49	4.1	46.9	8.2	2.0	22.4	12.2	4.1
重複して持っている	12	16.7	16.7	33.3	8.3	25.0	—	—

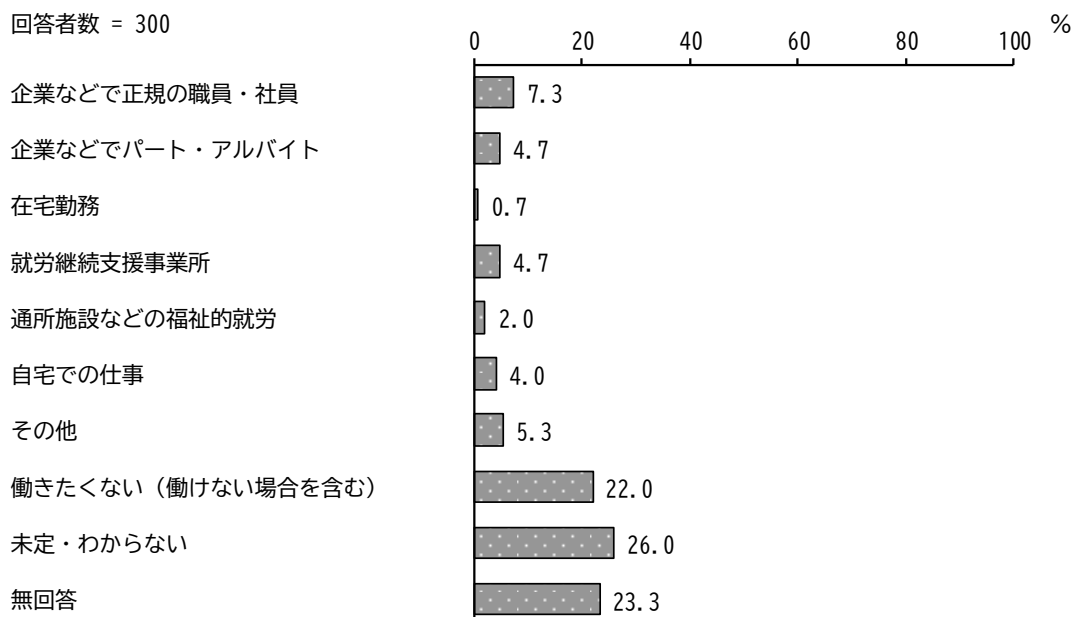
イ 仕事について悩んでいること

「特にない」の割合が36.6%と最も高く、次いで「賃金や待遇面で不満がある」の割合が17.2%、「職場における障がいに対する理解が不足している」、「通勤が大変である」の割合が12.9%となっています。



ウ 希望する仕事内容

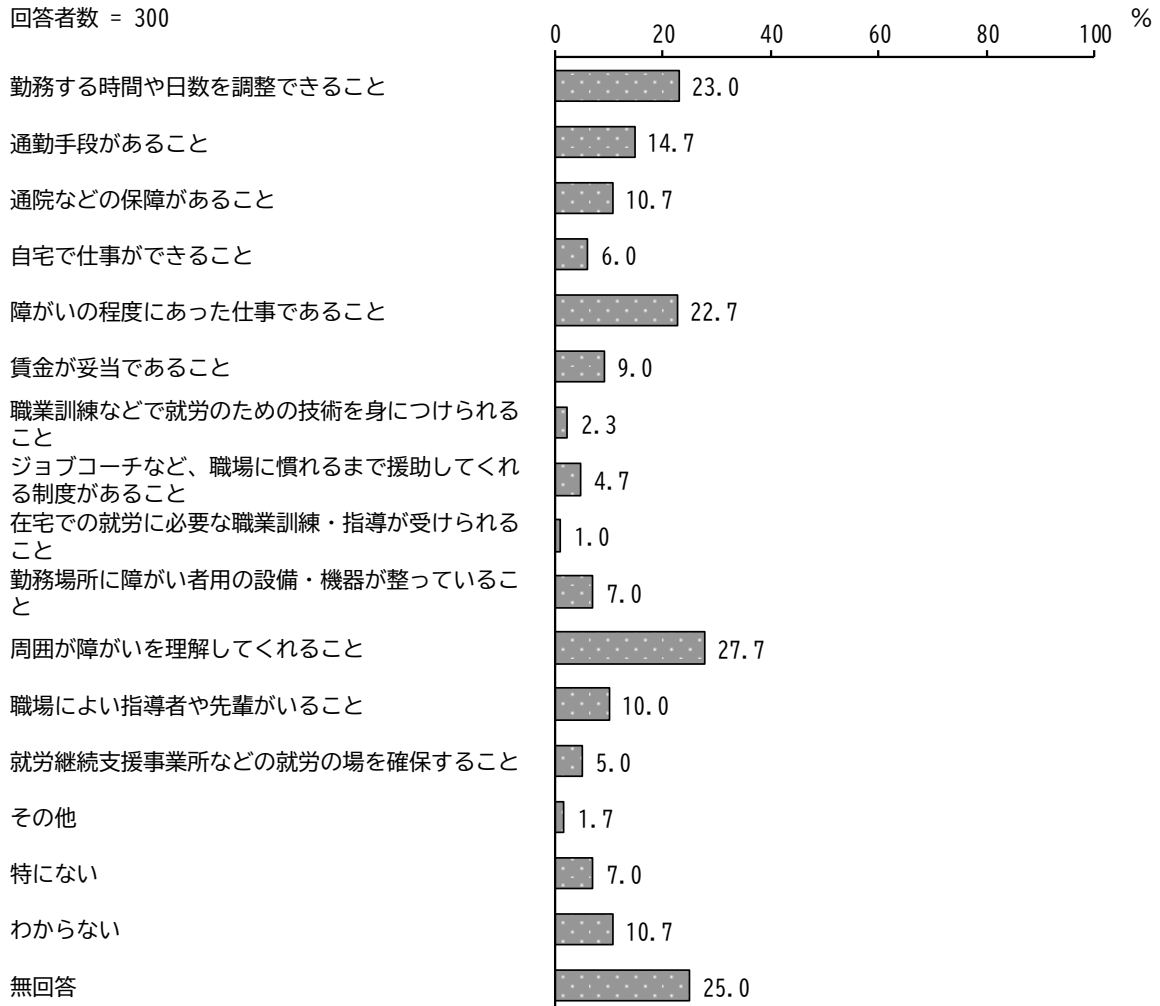
「未定・わからない」の割合が26.0%と最も高く、次いで「働きたくない（働けない場合を含む）」の割合が22.0%となっています。



エ 障がいのある人が働くために必要なこと

「周囲が障がいを理解してくれること」の割合が27.7%と最も高く、次いで「勤務する時間や日数を調整できること」の割合が23.0%、「障がいの程度にあった仕事であること」の割合が22.7%となっています。

回答者数 = 300



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、重複して持っているで「障がいの程度にあった仕事であること」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「勤務する時間や日数を調整できること」の割合が、療育手帳で「通勤手段があること」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	勤務する時間や日数を調整できること	通勤手段があること	通院などの保障があること	自宅で仕事ができること	障がいの程度にあった仕事であること	賃金が妥当であること	職業訓練などで就労のための技術を身につけられること	ジョブコーチなど、職場に慣れるまで援助してくれる制度があること
全体	300	23.0	14.7	10.7	6.0	22.7	9.0	2.3	4.7
身体障害者手帳	192	24.0	10.9	8.9	6.3	22.9	8.3	2.6	1.6
療育手帳	57	8.8	29.8	5.3	3.5	35.1	12.3	—	10.5
精神障害者保健福祉手帳	49	38.8	16.3	24.5	6.1	18.4	10.2	4.1	8.2
重複して持っている	12	16.7	25.0	—	—	50.0	8.3	—	—

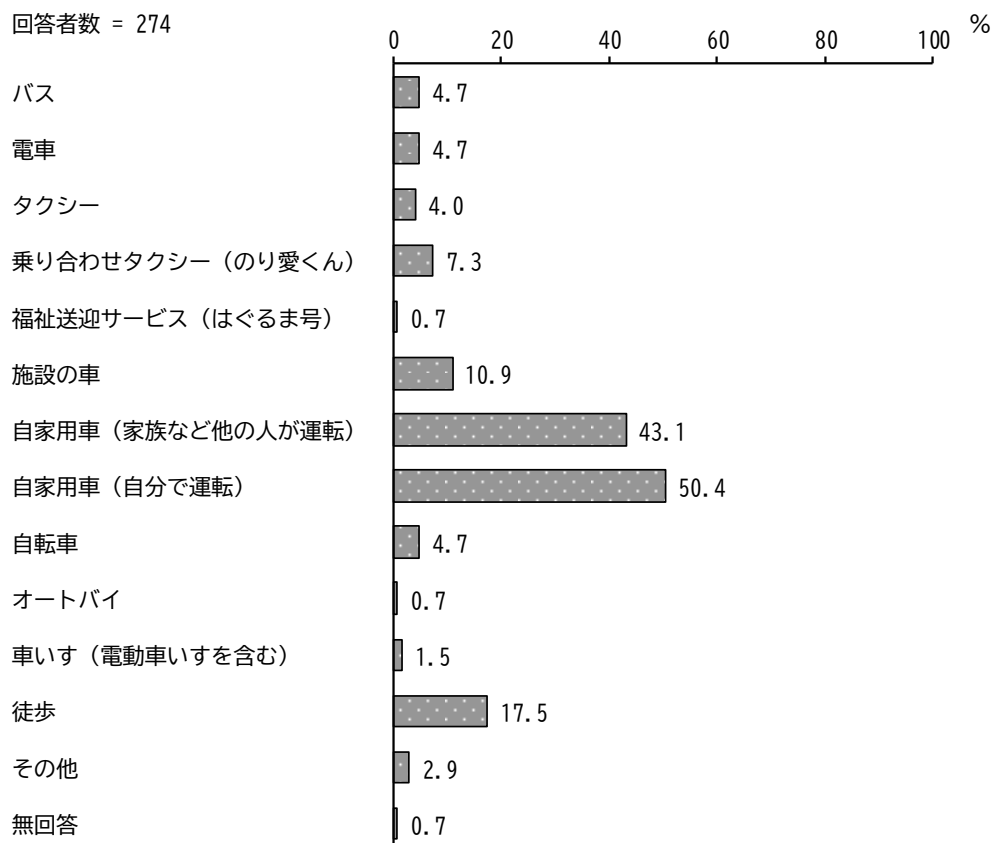
区分	在宅での就労に必要な職業訓練・指導が受けられること	勤務場所に障がい者用の設備・機器が整っていること	周囲が障がいを理解してくれること	職場によい指導者や先輩がいること	就労継続支援事業所などの就労の場を確保すること	その他	特にない	わからない	無回答
全体	1.0	7.0	27.7	10.0	5.0	1.7	7.0	10.7	25.0
身体障害者手帳	0.5	8.9	22.4	5.7	3.6	1.0	8.3	10.4	30.7
療育手帳	1.8	10.5	36.8	22.8	7.0	5.3	5.3	8.8	12.3
精神障害者保健福祉手帳	2.0	—	34.7	16.3	8.2	—	6.1	16.3	6.1
重複して持っている	—	25.0	8.3	25.0	—	8.3	8.3	8.3	16.7

⑤ 外出について

ア 外出する際の移動手段

「自家用車（自分で運転）」の割合が50.4%と最も高く、次いで「自家用車（家族など他の人が運転）」の割合が43.1%、「徒歩」の割合が17.5%となっています。

回答者数 = 274



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、重複して持っているで「自家用車（家族など他の人が運転）」の割合が、療育手帳で「施設の車」「自家用車（家族など他の人が運転）」の割合が高くなっています。

単位：％

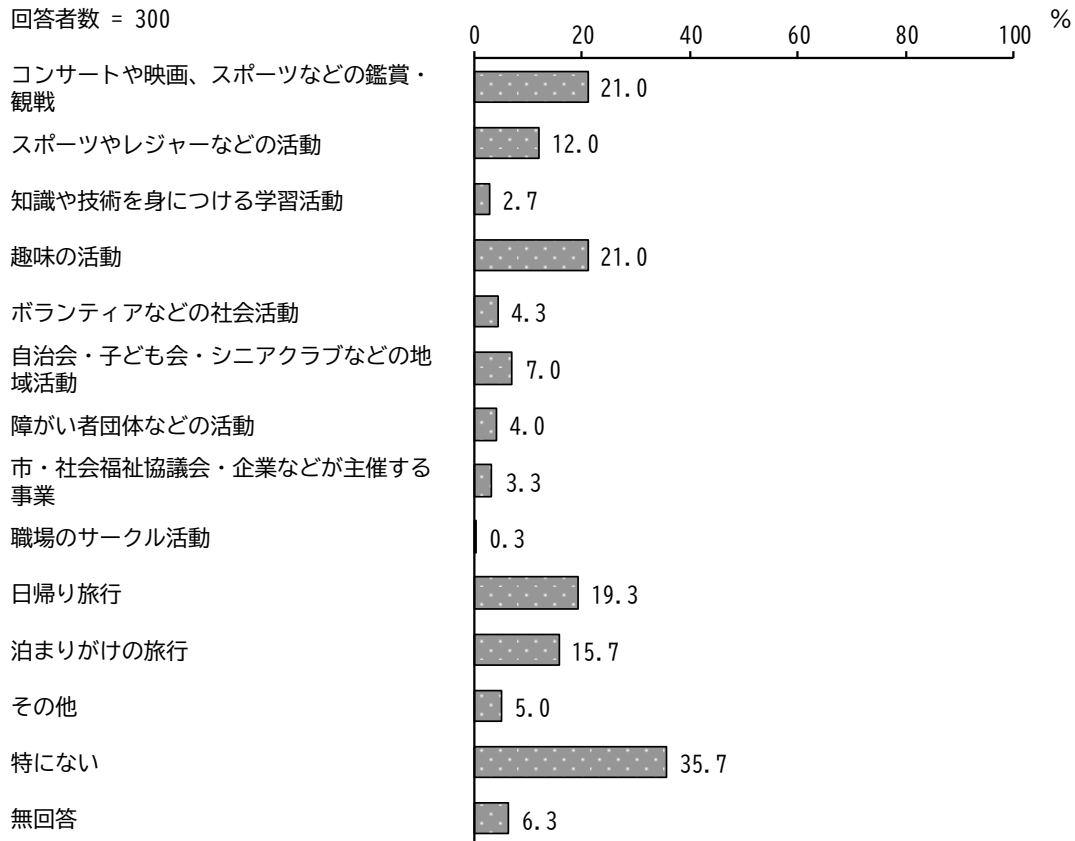
区分	回答者数 (件)	バス	電車	タクシー	乗り合わせタクシー (のり愛くん)	福祉送迎サービス (はぐるま号)	施設の車	自家用車(家族など 他の人が運転)
全体	274	4.7	4.7	4.0	7.3	0.7	10.9	43.1
身体障害者手帳	181	2.8	2.8	5.5	8.3	0.6	3.3	42.0
療育手帳	52	7.7	9.6	－	1.9	1.9	36.5	51.9
精神障害者保健福祉 手帳	44	13.6	9.1	4.5	6.8	－	4.5	40.9
重複して持っている	11	18.2	9.1	9.1	－	－	9.1	72.7

区分	自家用車(自分で 運転)	自転車	オートバイ	車いす(電動車い すを含む)	徒歩	その他	無回答
全体	50.4	4.7	0.7	1.5	17.5	2.9	0.7
身体障害者手帳	59.1	1.7	－	1.7	17.1	2.2	－
療育手帳	11.5	13.5	3.8	1.9	23.1	7.7	1.9
精神障害者保健福祉 手帳	54.5	6.8	－	2.3	13.6	2.3	－
重複して持っている	－	－	－	9.1	18.2	9.1	－

⑥ 地域活動や文化・スポーツ活動について

ア 1年間に行った趣味や学習、スポーツ活動

「特にない」の割合が35.7%と最も高く、次いで「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」、**「趣味の活動」**の割合が21.0%となっています。



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「趣味の活動」「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」の割合が、療育手帳で「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」の割合が高くなっています。

単位：％

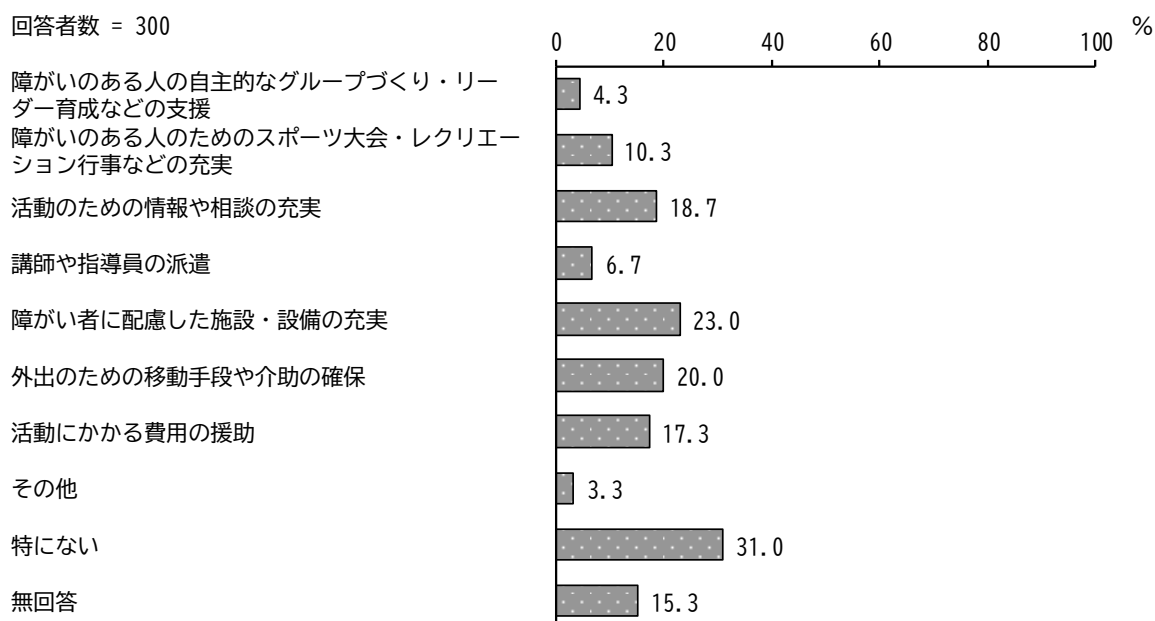
区分	回答者数(件)	コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦	スポーツやレジャーなどの活動	知識や技術を身につける学習活動	趣味の活動	ボランティアなどの社会活動	自治会・子ども会・シニアクラブなどの地域活動	障がい者団体などの活動
全体	300	21.0	12.0	2.7	21.0	4.3	7.0	4.0
身体障害者手帳	192	17.2	11.5	2.6	21.4	4.7	10.4	2.6
療育手帳	57	28.1	17.5	1.8	12.3	1.8	—	7.0
精神障害者保健福祉手帳	49	30.6	6.1	4.1	32.7	6.1	2.0	4.1
重複して持っている	12	16.7	8.3	—	16.7	—	—	—

区分	市・社会福祉協議会・企業などが主催する事業	職場のサークル活動	日帰り旅行	泊まりがけの旅行	その他	特にない	無回答
全体	3.3	0.3	19.3	15.7	5.0	35.7	6.3
身体障害者手帳	3.6	—	21.9	17.7	3.6	35.9	6.3
療育手帳	3.5	1.8	17.5	14.0	3.5	36.8	5.3
精神障害者保健福祉手帳	2.0	—	14.3	12.2	10.2	36.7	—
重複して持っている	8.3	—	8.3	8.3	8.3	50.0	—

イ 文化・スポーツ活動への希望する支援

「特にない」の割合が31.0%と最も高く、次いで「障がい者に配慮した施設・設備の充実」の割合が23.0%、「外出のための移動手段や介助の確保」の割合が20.0%となっています。

回答者数 = 300



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、重複して持っているで「外出のための移動手段や介助の確保」「障がい者に配慮した施設・設備の充実」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「活動のための情報や相談の充実」の割合が高くなっています。

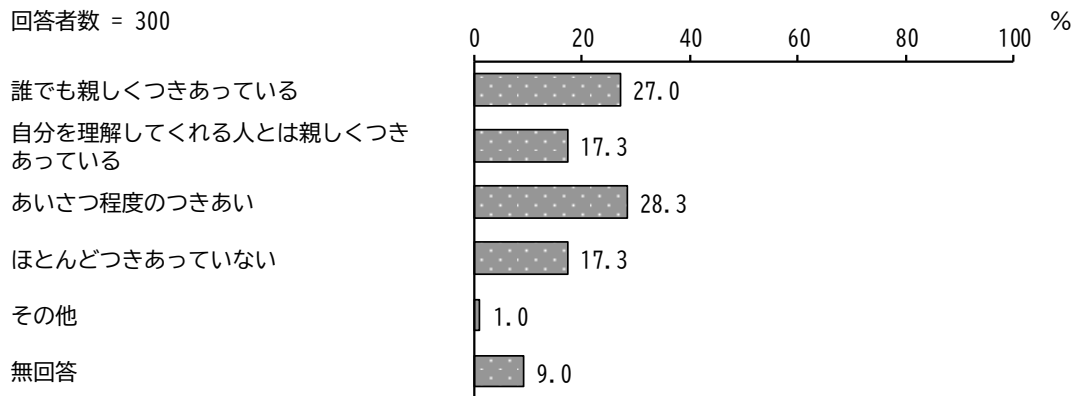
単位：％

区分	回答者数(件)	障がいのある人の自主的なグループづくり・リーダー育成などの支援	障がいのある人のためのスポーツ大会・レクリエーション行事などの充実	活動のための情報や相談の充実	講師や指導員の派遣	障がい者に配慮した施設・設備の充実
全体	300	4.3	10.3	18.7	6.7	23.0
身体障害者手帳	192	2.1	8.3	14.1	4.7	23.4
療育手帳	57	7.0	17.5	24.6	10.5	29.8
精神障害者保健福祉手帳	49	6.1	4.1	28.6	8.2	22.4
重複して持っている	12	—	8.3	8.3	—	33.3

区分	外出のための移動手段や介助の確保	活動にかかる費用の援助	その他	特にない	無回答
全体	20.0	17.3	3.3	31.0	15.3
身体障害者手帳	21.4	18.8	3.1	30.2	16.7
療育手帳	22.8	5.3	3.5	31.6	10.5
精神障害者保健福祉手帳	18.4	26.5	6.1	34.7	8.2
重複して持っている	41.7	16.7	8.3	16.7	16.7

ウ 近所づきあいの状況について

「あいさつ程度のつきあい」の割合が28.3%と最も高く、次いで「誰でも親しくつきあっている」の割合が27.0%、「自分を理解してくれる人とは親しくつきあっている」、「ほとんどつきあっていない」の割合が17.3%となっています。



【手帳所持者別】

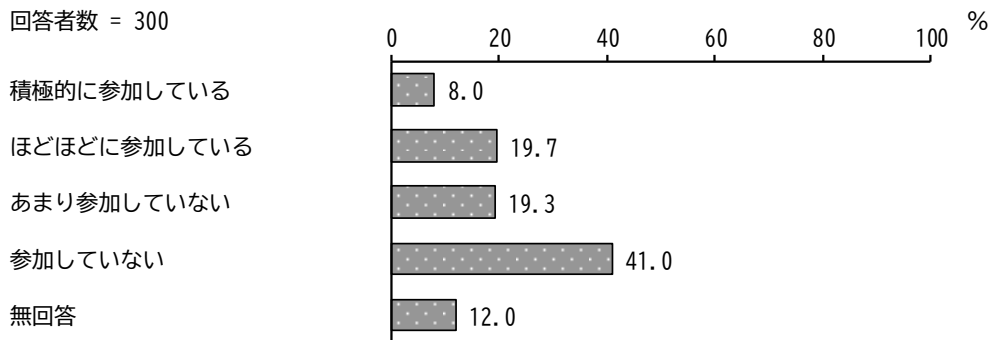
手帳所持者別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「ほとんどつきあっていない」の割合が、療育手帳で「ほとんどつきあっていない」の割合が、身体障害者手帳で「誰でも親しくつきあっている」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数(件)	誰でも親しくつきあっている	自分を理解してくれる人とは親しくつきあっている	あいさつ程度のつきあい	ほとんどつきあっていない	その他	無回答
全体	300	27.0	17.3	28.3	17.3	1.0	9.0
身体障害者手帳	192	35.4	16.7	27.1	12.0	1.0	7.8
療育手帳	57	10.5	15.8	31.6	28.1	3.5	10.5
精神障害者保健福祉手帳	49	14.3	24.5	30.6	28.6	—	2.0
重複して持っている	12	16.7	25.0	16.7	25.0	8.3	8.3

エ 地域活動の参加状況

「参加していない」の割合が41.0%と最も高く、次いで「ほどほどに参加している」の割合が19.7%、「あまり参加していない」の割合が19.3%となっています。



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、療育手帳で「参加していない」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「参加していない」の割合が、重複して持っているで「あまり参加していない」の割合が高くなっています。

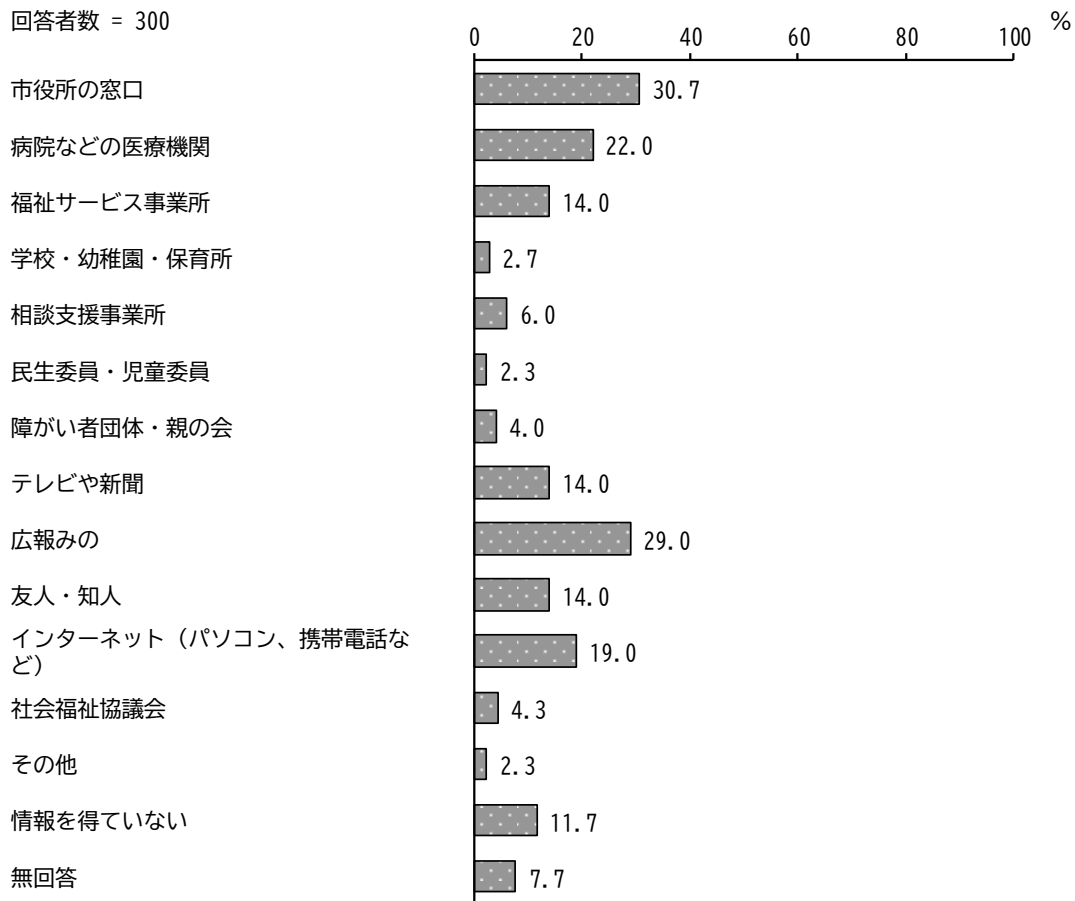
単位：%

区分	回答者数(件)	積極的に参加している	ほどほどに参加している	あまり参加していない	参加していない	無回答
全体	300	8.0	19.7	19.3	41.0	12.0
身体障害者手帳	192	10.9	25.5	21.4	31.8	10.4
療育手帳	57	1.8	1.8	17.5	63.2	15.8
精神障害者保健福祉手帳	49	2.0	20.4	20.4	55.1	2.0
重複して持っている	12	—	8.3	33.3	50.0	8.3

⑦ 情報・相談・連絡について

ア 福祉サービスに関する情報の入手先

「市役所の窓口」の割合が30.7%と最も高く、次いで「広報みの」の割合が29.0%、「病院などの医療機関」の割合が22.0%となっています。



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「病院などの医療機関」「インターネット（パソコン、携帯電話など）」の割合が、療育手帳で「福祉サービス事業所」の割合が高くなっています。

単位：％

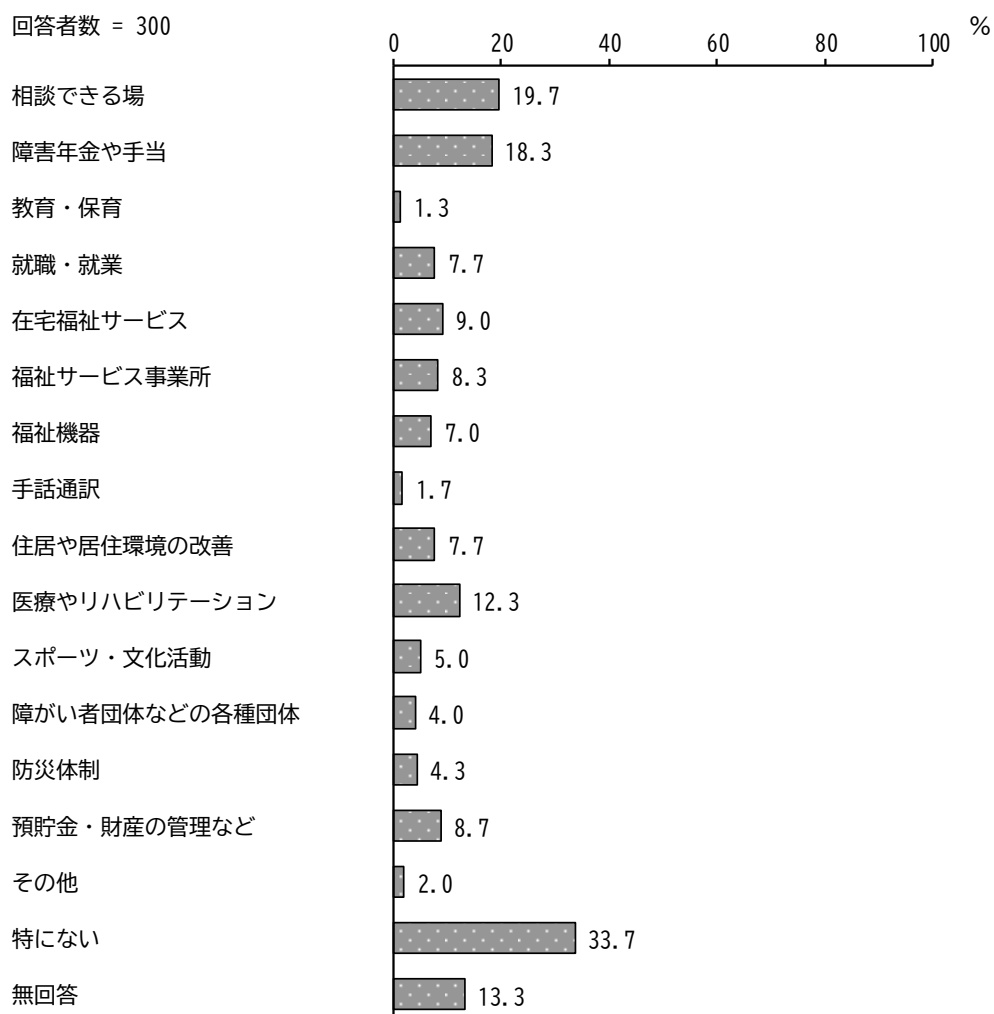
区分	回答者数 (件)	市役所の窓口	病院などの医療機関	福祉サービス事業所	学校・幼稚園・保育所	相談支援事業所	民生委員・児童委員	障がい者団体・親の会
全体	300	30.7	22.0	14.0	2.7	6.0	2.3	4.0
身体障害者手帳	192	29.2	18.2	9.4	1.0	2.6	3.6	3.1
療育手帳	57	29.8	5.3	29.8	10.5	14.0	—	3.5
精神障害者保健福祉手帳	49	40.8	55.1	14.3	—	12.2	—	4.1
重複して持っている	12	33.3	8.3	16.7	—	8.3	—	—

区分	テレビや新聞	広報みの	友人・知人	インターネット（パソコン、携帯電話など）	社会福祉協議会	その他	情報を得ていない	無回答
全体	14.0	29.0	14.0	19.0	4.3	2.3	11.7	7.7
身体障害者手帳	17.2	36.5	15.1	16.7	3.6	1.6	13.5	6.3
療育手帳	5.3	14.0	15.8	14.0	3.5	1.8	10.5	12.3
精神障害者保健福祉手帳	14.3	18.4	10.2	34.7	6.1	6.1	6.1	2.0
重複して持っている	16.7	25.0	16.7	8.3	—	—	8.3	8.3

イ 知りたい情報の内容

「特にない」の割合が33.7%と最も高く、次いで「相談できる場」の割合が19.7%、「障害年金や手当」の割合が18.3%となっています。

回答者数 = 300



ウ 日常生活で困っていること

「特に困っていることはない」の割合が37.7%と最も高く、次いで「外出する機会や場所が限られている」の割合が19.7%、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」の割合が17.7%となっています。

回答者数 = 300



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、重複して持っているで「外出する機会や場所が限られている」「人とのコミュニケーションがうまくとれない」の割合が、療育手帳で「人とのコミュニケーションがうまくとれない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	身の回りの世話や介助をして くれる人がいない	自立して生活するための住宅 (持家、借家など)がない	自分の希望に合った福祉サ ービスがない	福祉サービス事業所の定員が いっぱいに入所できない	受けない学校教育の環境(選 択肢)がない	(特別支援学校を除き)受け 入れてくれる教育機関(幼稚 園、学校など)がない	働けない(職業に就くことが できない)	就ける職業が限られている
全 体	300	1.3	1.0	4.7	1.7	0.7	—	4.7	6.7
身体障害者手帳	192	1.6	—	2.6	1.6	—	—	2.6	4.2
療育手帳	57	—	—	8.8	3.5	—	—	—	8.8
精神障害者保健 福祉手帳	49	—	4.1	8.2	2.0	4.1	—	14.3	16.3
重複して持つ ている	12	—	—	16.7	16.7	—	—	—	8.3

区分	十分な収入が得られない	医療費の負担が大きい	医療機関が近くにない	お金がかかるので、障がい にあった住宅改修がで きない	趣味や生きがいを持たない	生活する上での相談がしに くい	必要な情報が得にくい	人とのコミュニケーション がうまくとれない	外出する機会や場所が限ら れている
全 体	12.7	6.0	8.3	5.0	9.0	5.0	8.3	17.7	19.7
身体障害者手帳	7.8	7.8	6.8	5.2	7.8	3.6	6.8	9.9	15.6
療育手帳	14.0	1.8	8.8	3.5	7.0	7.0	10.5	40.4	33.3
精神障害者保健 福祉手帳	34.7	2.0	16.3	2.0	16.3	10.2	10.2	28.6	26.5
重複して持つ ている	25.0	—	8.3	16.7	8.3	8.3	8.3	41.7	58.3

(次のページへ)

(前のページから)

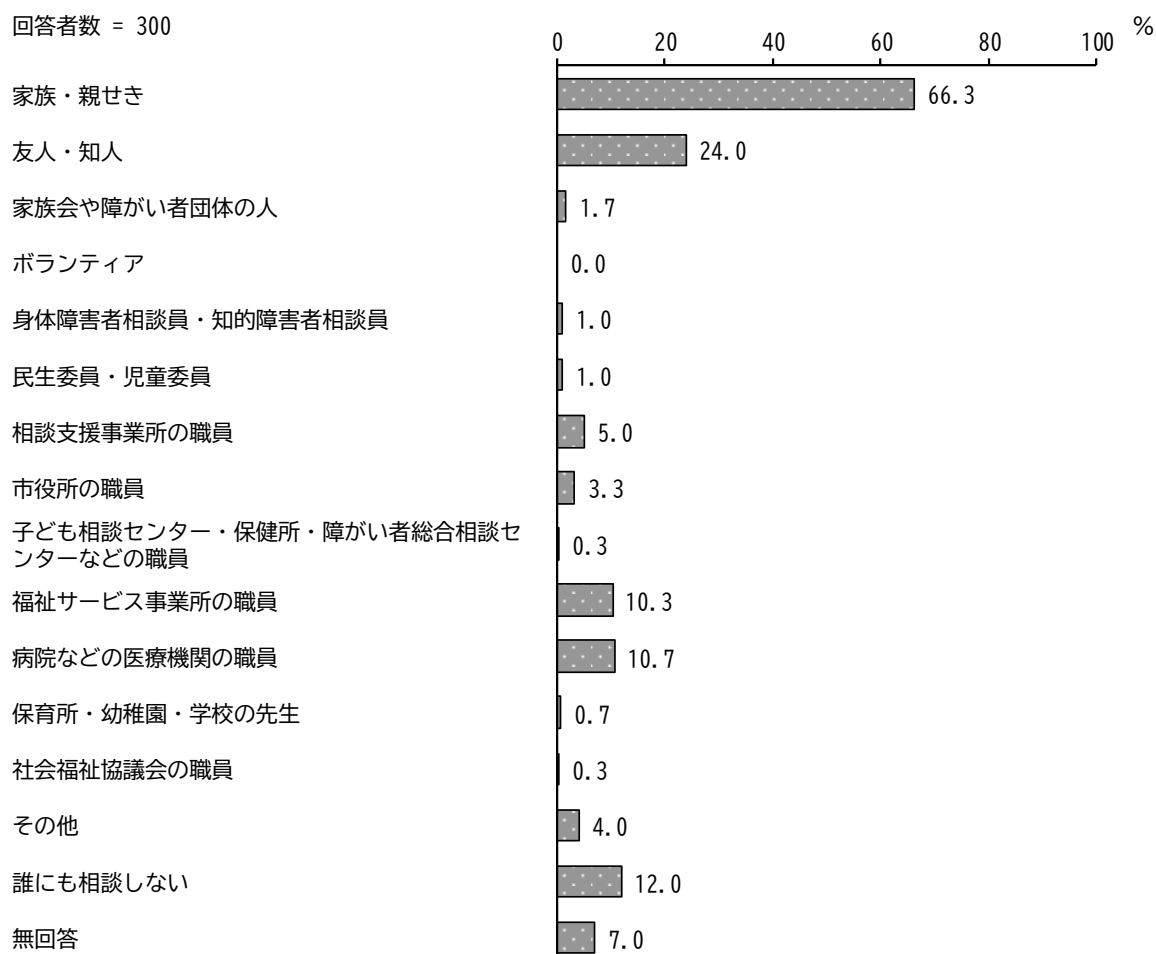
単位：%

区分	街なかで困っているも周りの人が助けてくれない	障がいがある原因で特別な目で見られたり、差別を受けたりする	生活への不安を話す人がいない	買い物に行けない	通院ができない	その他	特に困っていることはない	無回答
全体	1.3	5.7	5.3	6.7	1.7	3.0	37.7	12.3
身体障害者手帳	1.0	2.6	3.6	4.7	1.0	2.1	44.8	14.1
療育手帳	1.8	15.8	3.5	10.5	1.8	8.8	24.6	7.0
精神障害者保健福祉手帳	4.1	6.1	14.3	6.1	2.0	4.1	28.6	4.1
重複して持っている	8.3	8.3	8.3	8.3	-	16.7	8.3	8.3

エ 心配事の相談相手

「家族・親せき」の割合が66.3%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が24.0%、「誰にも相談しない」の割合が12.0%となっています。

回答者数 = 300



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、療育手帳で「福祉サービス事業所の職員」の割合が、重複して持っているで「福祉サービス事業所の職員」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「病院などの医療機関の職員」の割合が高くなっています。

単位：％

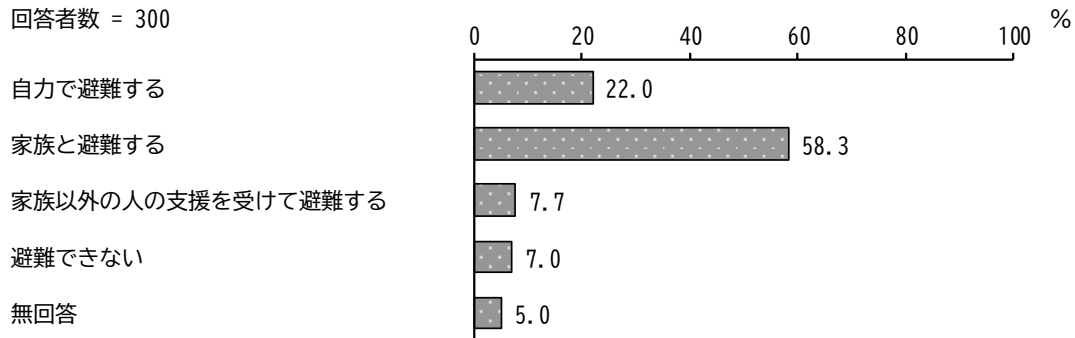
区分	回答者数(件)	家族・親せき	友人・知人	家族会や障がい者団体の 人	ボランティア	身体障害者相談員・知的 障害者相談員	民生委員・児童委員	相談支援事業所の職員	市役所の職員
全 体	300	66.3	24.0	1.7	—	1.0	1.0	5.0	3.3
身体障害者手帳	192	71.4	27.6	1.6	—	—	1.0	1.6	3.1
療育手帳	57	59.6	19.3	—	—	1.8	—	7.0	1.8
精神障害者保健 福祉手帳	49	61.2	20.4	4.1	—	4.1	2.0	14.3	6.1
重複して持つ ている	12	66.7	25.0	—	—	—	—	8.3	—

区分	子ども相談センター・保健所・障がい者総合相談センターなどの職員	福祉サービス事業所の職員	病院などの医療機関の職員	保育所・幼稚園・学校の先生	社会福祉協議会の職員	その他	誰にも相談しない	無回答
全 体	0.3	10.3	10.7	0.7	0.3	4.0	12.0	7.0
身体障害者手帳	—	5.2	6.8	—	0.5	2.1	10.9	7.3
療育手帳	—	26.3	10.5	3.5	—	7.0	12.3	3.5
精神障害者保健 福祉手帳	2.0	12.2	24.5	—	—	6.1	18.4	—
重複して持つ ている	—	25.0	8.3	—	—	8.3	8.3	—

⑧ 防災について

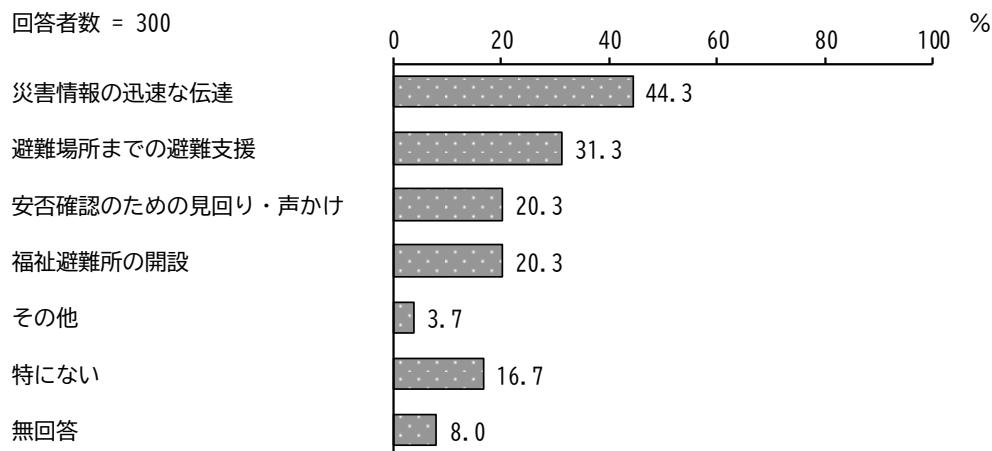
ア 災害時（大雨や地震など）の避難方法

「家族と避難する」の割合が58.3%と最も高く、次いで「自力で避難する」の割合が22.0%となっています。



イ 災害発生時に受けたい支援

「災害情報の迅速な伝達」の割合が44.3%と最も高く、次いで「避難場所までの避難支援」の割合が31.3%、「安否確認のための見回り・声かけ」、「福祉避難所の開設」の割合が20.3%となっています。



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、重複して持っているで「福祉避難所の開設」の割合が、療育手帳で「福祉避難所の開設」「避難場所までの避難支援」の割合が高くなっています。

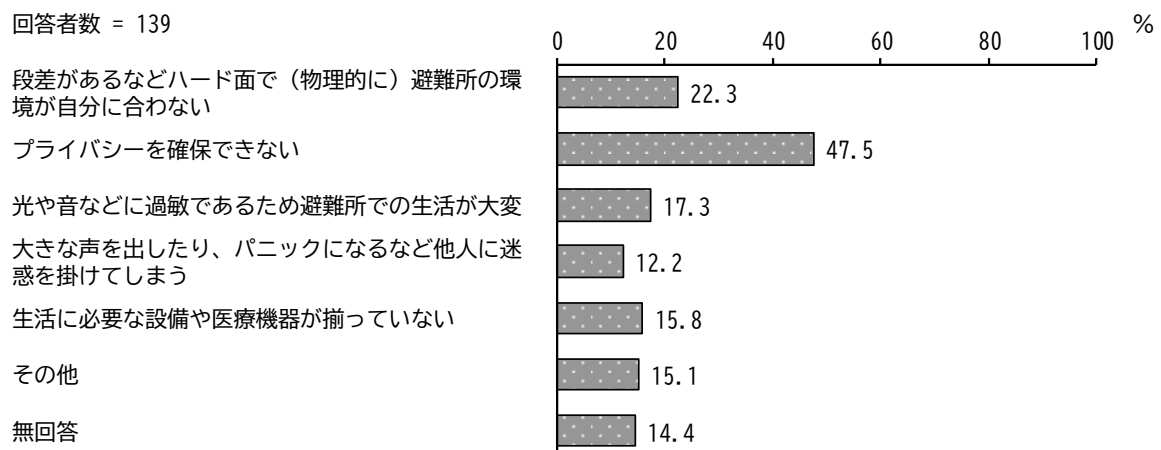
単位：％

区分	回答者数 (件)	災害情報の迅速な 伝達	避難場所までの避 難支援	安否確認のための 見回り・声かけ	福祉避難所の開設	その他	特 に ない	無 回 答
全 体	300	44.3	31.3	20.3	20.3	3.7	16.7	8.0
身体障害者手帳	192	48.4	28.6	19.3	18.8	1.6	16.1	9.4
療育手帳	57	21.1	42.1	24.6	31.6	3.5	24.6	3.5
精神障害者保健福 祉手帳	49	51.0	32.7	16.3	20.4	10.2	16.3	2.0
重複して持っている	12	16.7	41.7	—	41.7	—	25.0	8.3

ウ 避難所に行かない理由

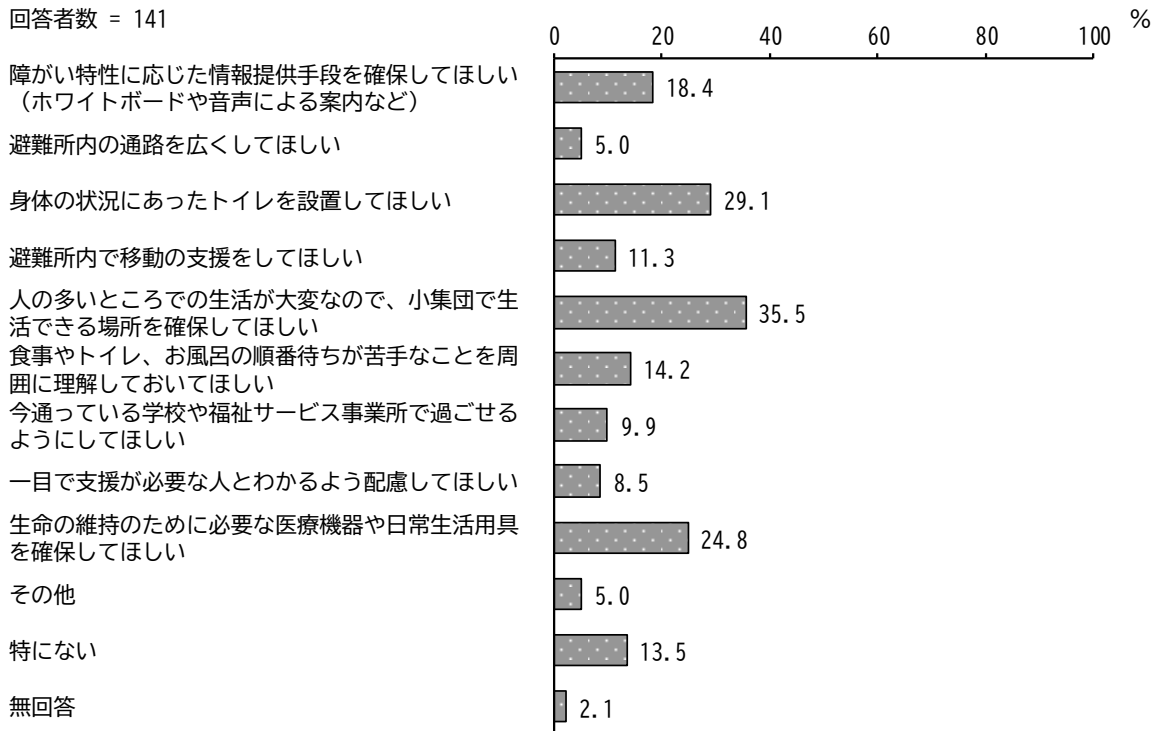
「プライバシーを確保できない」の割合が47.5%と最も高く、次いで「段差があるなどハード面で（物理的に）避難所の環境が自分に合わない」の割合が22.3%、「光や音などに過敏であるため避難所での生活が大変」の割合が17.3%となっています。

回答者数 = 139



エ 避難所生活に望むこと

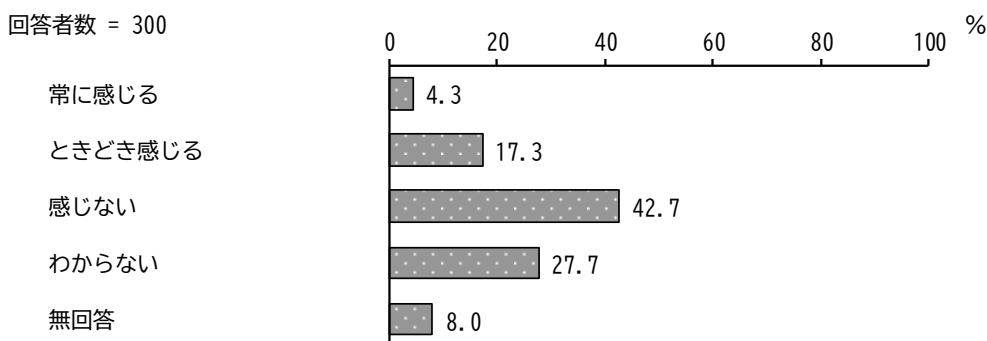
「人の多いところでの生活が大変なので、小集団で生活できる場所を確保してほしい」の割合が35.5%と最も高く、次いで「身体状況にあったトイレを設置してほしい」の割合が29.1%、「生命の維持のために必要な医療機器や日常生活用具を確保してほしい」の割合が24.8%となっています。



⑨ 障がい福祉の向上について

ア 偏見や差別の有無

「感じない」の割合が42.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が27.7%、「ときどき感じる」の割合が17.3%となっています。



【手帳所持者別】

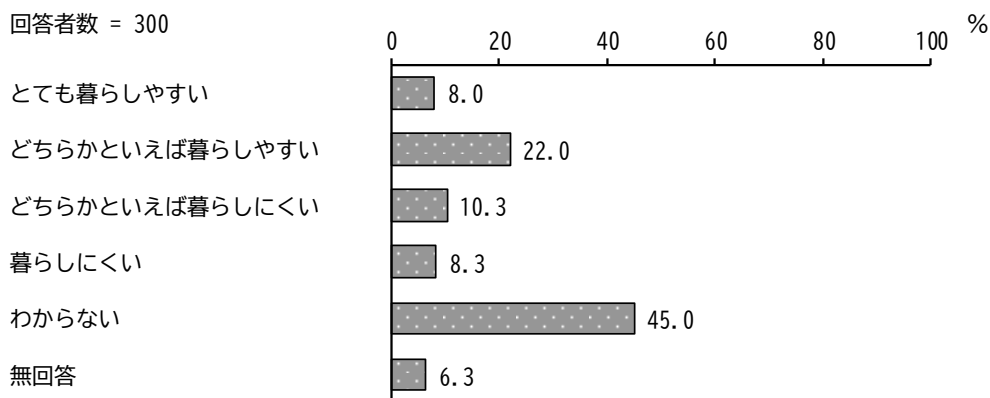
手帳所持者別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「わからない」の割合が、重複して持っているで「ときどき感じる」の割合が、身体障害者手帳で「感じない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	常に感じる	ときどき感じる	感じない	わからない	無回答
全体	300	4.3	17.3	42.7	27.7	8.0
身体障害者手帳	192	2.6	14.6	53.1	21.4	8.3
療育手帳	57	10.5	26.3	22.8	35.1	5.3
精神障害者保健福祉手帳	49	—	20.4	34.7	44.9	—
重複して持っている	12	8.3	33.3	33.3	25.0	—

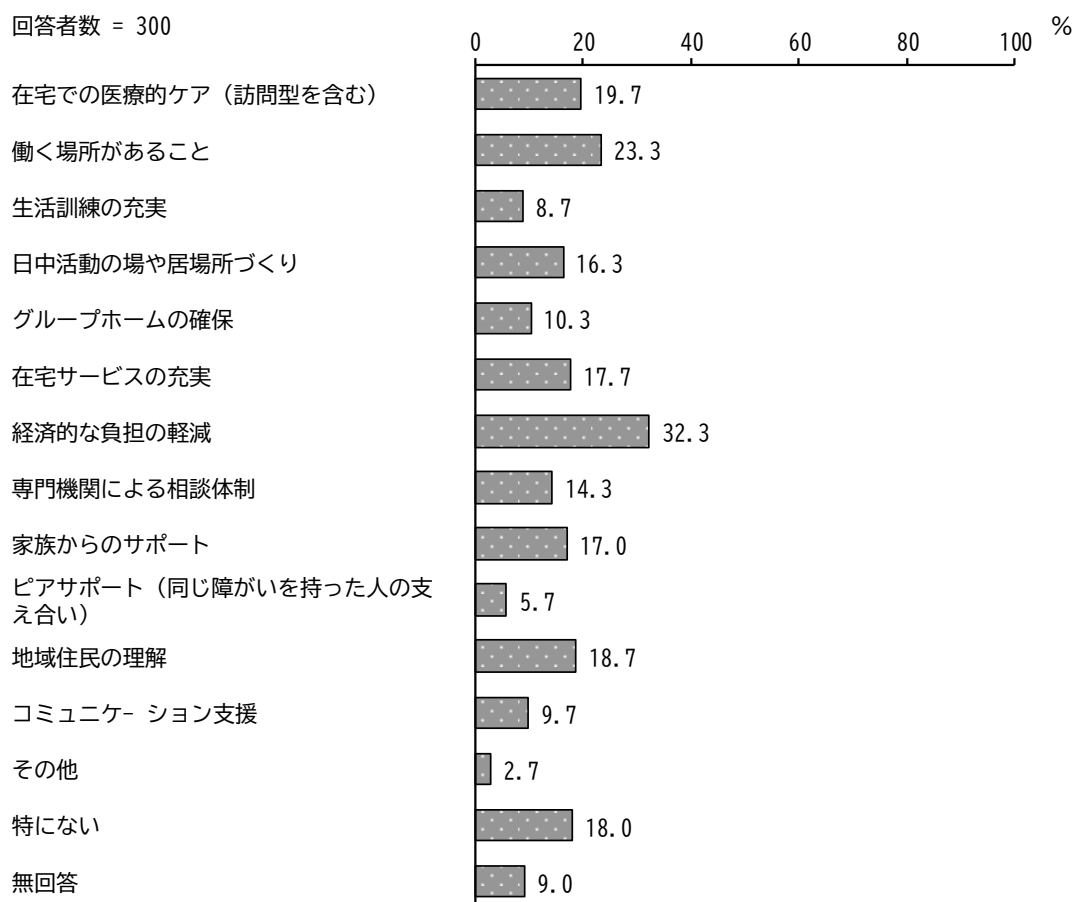
イ 障がいのある人にとって暮らしやすいまちか

「わからない」の割合が45.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば暮らしやすい」の割合が22.0%、「どちらかといえば暮らしにくい」の割合が10.3%となっています。



ウ 障がいのある人が地域で生活するために必要な支援

「経済的な負担の軽減」の割合が32.3%と最も高く、次いで「働く場所があること」の割合が23.3%、「在宅での医療的ケア（訪問型を含む）」の割合が19.7%となっています。



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「働く場所があること」の割合が、重複して持っているで「日中活動の場や居場所づくり」の割合が、療育手帳で「日中活動の場や居場所づくり」の割合が高くなっています。

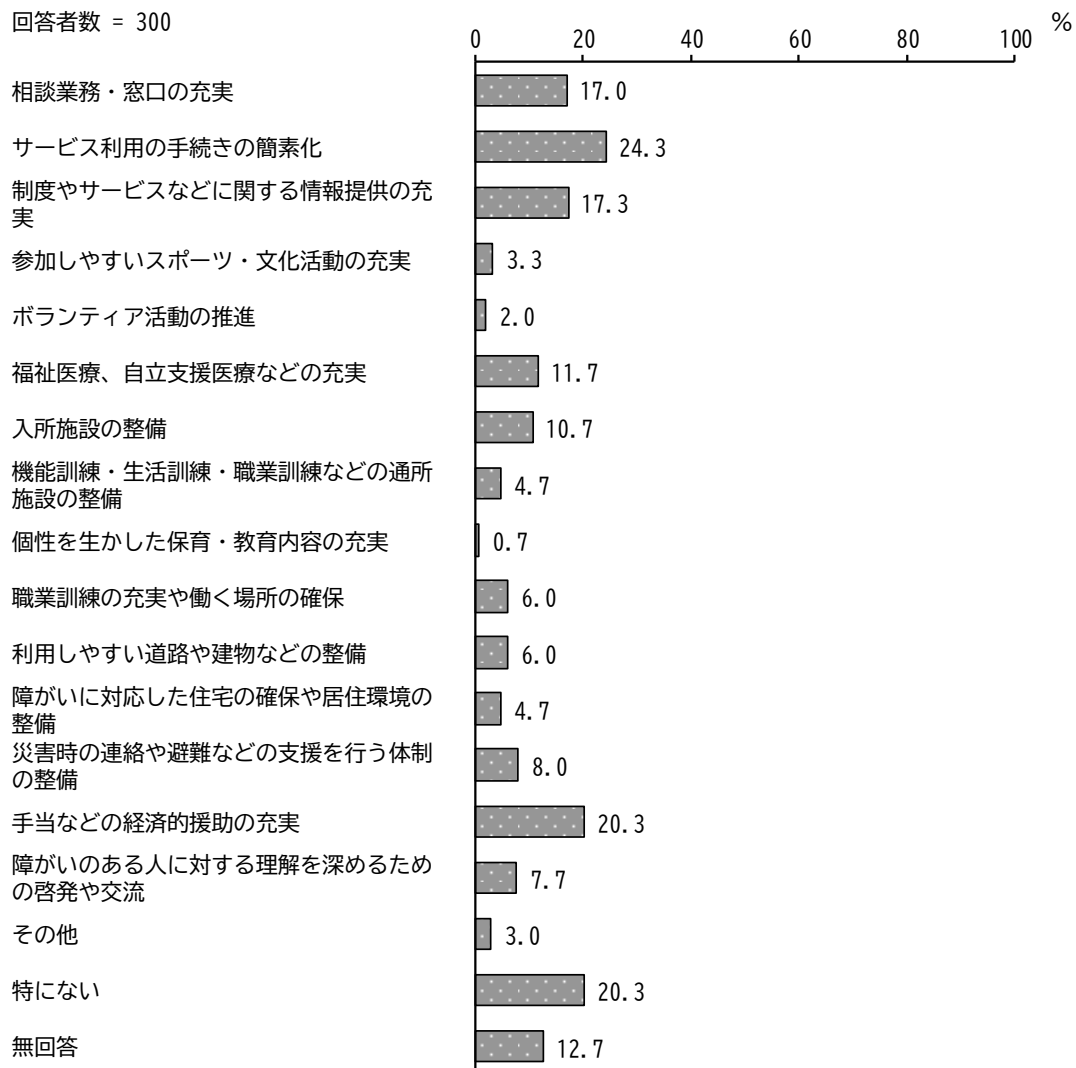
単位：％

区分	回答者数 (件)	在宅での医療的ケア (訪問型を含む)	働く場所があること	生活訓練の充実	日中活動の場や居場所づくり	グループホームの確保	在宅サービスの充実	経済的な負担の軽減
全体	300	19.7	23.3	8.7	16.3	10.3	17.7	32.3
身体障害者手帳	192	24.0	16.1	8.3	9.4	7.3	21.4	32.8
療育手帳	57	7.0	31.6	8.8	35.1	17.5	7.0	26.3
精神障害者保健福祉手帳	49	14.3	51.0	12.2	30.6	18.4	16.3	44.9
重複して持っている	12	8.3	33.3	16.7	41.7	25.0	8.3	41.7

区分	専門機関による相談体制	家族からのサポート	ピアサポート(同じ障がいを持った人の支え合い)	地域住民の理解	コミュニケーション支援	その他	特になし	無回答
全体	14.3	17.0	5.7	18.7	9.7	2.7	18.0	9.0
身体障害者手帳	9.4	15.6	5.2	15.1	7.8	1.6	18.8	10.9
療育手帳	17.5	24.6	3.5	21.1	15.8	5.3	19.3	3.5
精神障害者保健福祉手帳	26.5	22.4	12.2	28.6	12.2	4.1	14.3	—
重複して持っている	16.7	33.3	8.3	25.0	16.7	8.3	16.7	—

エ 充実してほしい障がい福祉施策の内容

「サービス利用の手続きの簡素化」の割合が24.3%と最も高く、次いで「手当などの経済的援助の充実」、「特にない」の割合が20.3%となっています。



【手帳所持者別】

手帳所持者別にみると、他に比べ、重複して持っているで「入所施設の整備」「手当などの経済的援助の充実」の割合が、精神障害者保健福祉手帳で「手当などの経済的援助の充実」の割合が高くなっています。

単位：％

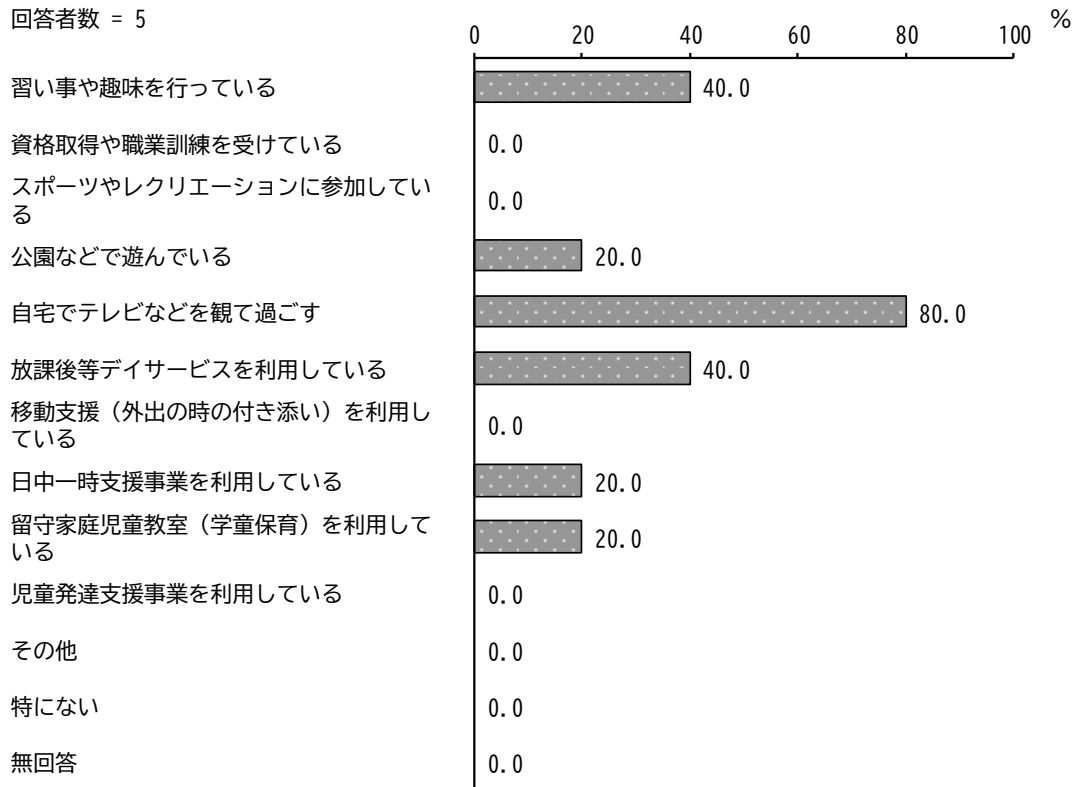
区分	回答者数(件)	相談業務・窓口の充実	サービス利用の手続きの簡素化	制度やサービスなどに関する情報提供の充実	参加しやすいスポーツ・文化活動の充実	ボランティア活動の推進	福祉医療、自立支援医療などの充実	入所施設の整備	機能訓練・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	個性を生かした保育・教育内容の充実
全体	300	17.0	24.3	17.3	3.3	2.0	11.7	10.7	4.7	0.7
身体障害者手帳	192	14.6	23.4	19.8	2.6	2.6	10.9	11.5	4.7	—
療育手帳	57	19.3	24.6	10.5	5.3	—	8.8	17.5	8.8	1.8
精神障害者保健福祉手帳	49	22.4	30.6	12.2	2.0	2.0	16.3	6.1	4.1	2.0
重複して持っている	12	8.3	33.3	—	—	—	8.3	25.0	16.7	—

区分	職業訓練の充実や働く場所の確保	利用しやすい道路や建物などの整備	障がいに対応した住宅の確保や居住環境の整備	災害時の連絡や避難などの支援を行う体制の整備	手当などの経済的援助の充実	障がいのある人に対する理解を深めるための啓発や交流	その他	特にない	無回答
全体	6.0	6.0	4.7	8.0	20.3	7.7	3.0	20.3	12.7
身体障害者手帳	1.6	6.8	3.6	8.3	18.8	6.8	2.6	19.8	13.5
療育手帳	12.3	5.3	7.0	8.8	19.3	8.8	1.8	21.1	14.0
精神障害者保健福祉手帳	18.4	4.1	6.1	4.1	30.6	8.2	6.1	22.4	2.0
重複して持っている	8.3	—	—	—	33.3	16.7	8.3	8.3	16.7

⑩ 18歳未満のお子さんについて

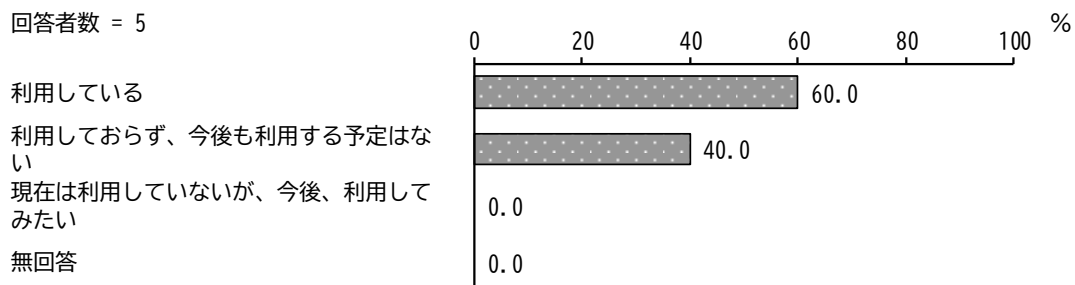
ア 休暇、放課後などの主な過ごし方

「自宅でテレビなどを観て過ごす」が4件となっています。「習い事や趣味を行っている」、「放課後等デイサービスを利用している」が2件となっています。



イ 放課後などの通所支援の利用状況

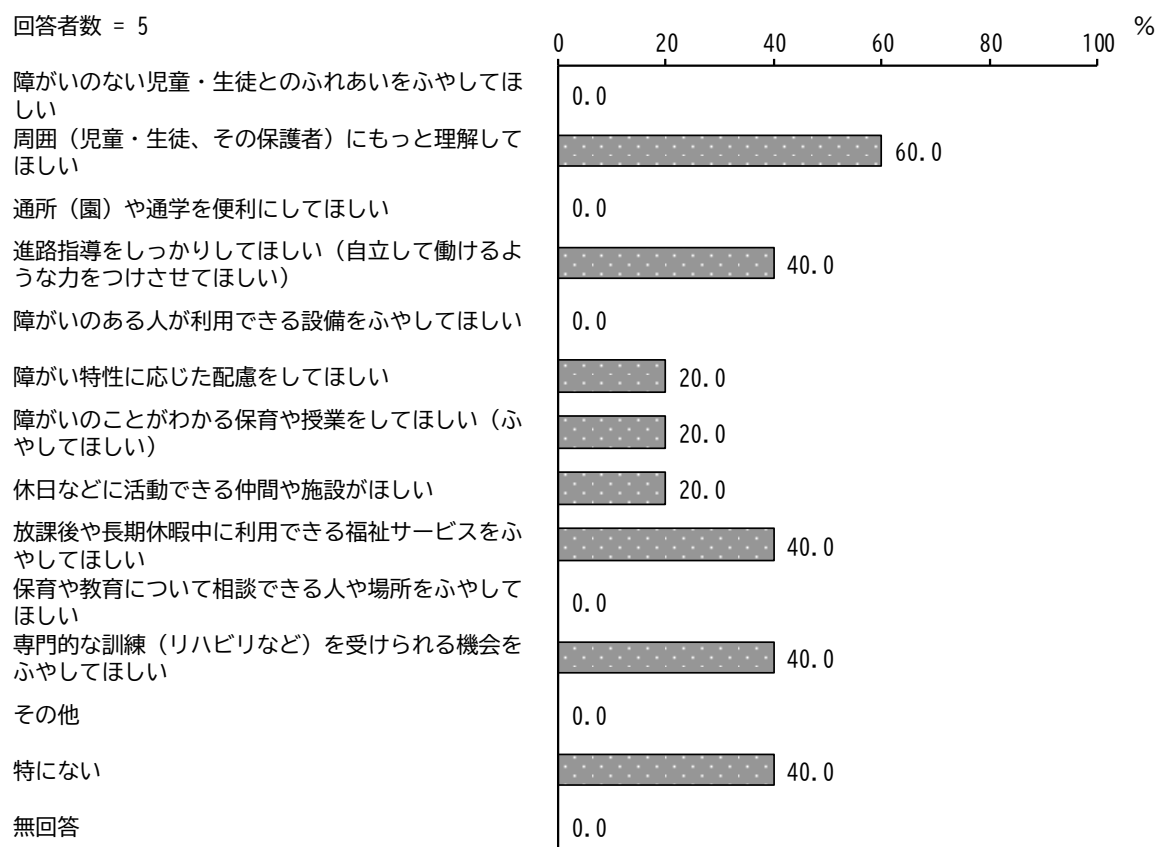
「利用している」が3件となっています。「利用しておらず、今後も利用する予定はない」が2件となっています。



ウ 保育や教育に望むこと

「周囲（児童・生徒、その保護者）にもっと理解してほしい」が3件となっています。「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」、「専門的な訓練（リハビリなど）を受けられる機会をふやしてほしい」が2件となっています。

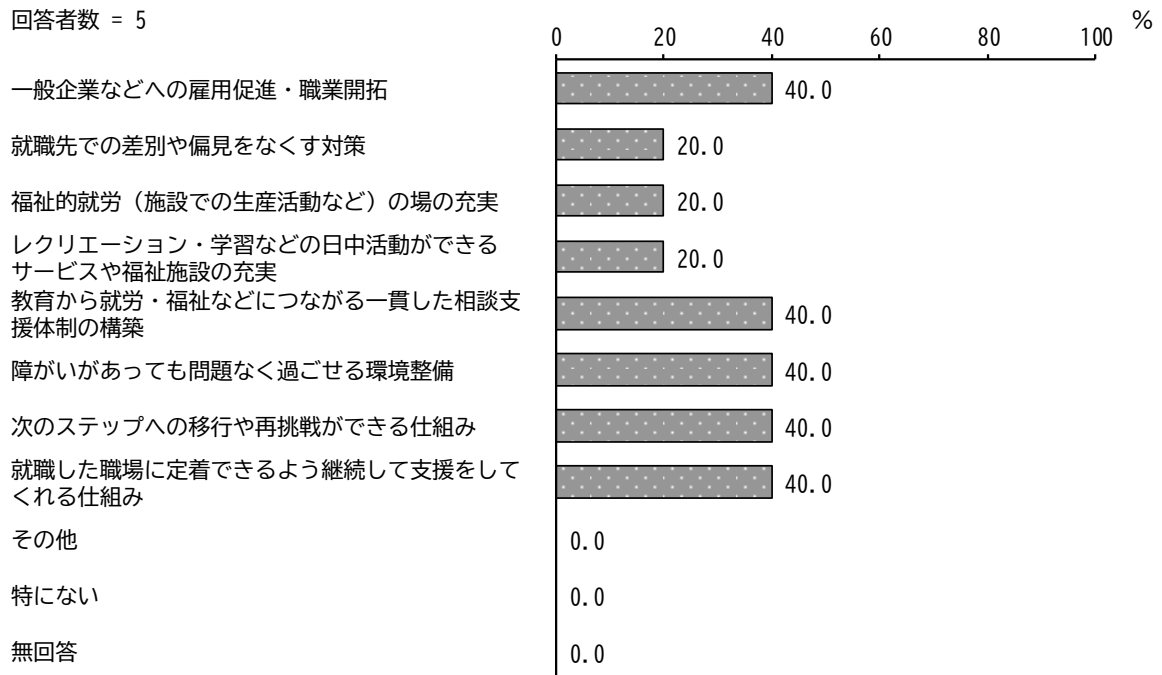
回答者数 = 5



エ 学校教育終了後の進路に必要な対策

「一般企業などへの雇用促進・職業開拓」、「教育から就労・福祉などにつながる一貫した相談支援体制の構築」、「障がいがあっても問題なく過ごせる環境整備」、「次のステップへの移行や再挑戦ができる仕組み」が2件となっています。

回答者数 = 5



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の将来像は「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」を掲げ、市民一人ひとりが自分の夢、希望する未来に向かってチャレンジできる環境をつくり、個々の多様な活動・活躍が地域全体の活性化につながる元気なまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、障がい児者福祉分野では、障がいのある人がライフステージに応じた適切な支援が受けられるようにするとともに、障がいのある人もない人も、誰もが個性と能力を発揮することができるまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの障がい児者福祉の取り組みとの連続性、整合性から第5次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の理念「共に支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまち」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、「地域共生社会」の理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、誰もが個性と能力を発揮することができるまちづくりをめざします。

【 基 本 理 念 】

共に支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまち

2 基本目標

(1) 人権の尊重と障がいへの理解・協働の促進

地域共生社会とは、多様性を認め合い、共に支え合い、助け合いながら、地域で共に暮らしていく社会のことです。

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、あらゆる機会を活用し、障がいに対する理解促進や合理的配慮の考え方の普及を行うとともに、行政をはじめ、地域の多様な主体が相互に協働することができるしくみづくりに取り組みます。

(2) 健康づくりと保健・医療体制の充実

障がいは発生を予防することや、早期に発見し、早期治療につなげることにより、障がいを軽減したり、機能回復を図ることが重要です。

障がいのある人の健康の維持・増進、障がいの発生予防に向けて、健康増進施策の展開を図り、健康づくりや障がいの原因となる疾病等の予防に取り組みます。

また、障がいの早期発見・早期対応に向けて、保健・医療の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携強化を図ります。

(3) 障がい特性に応じた包括的な支援の推進

障がいのある人の在宅生活を支えるためには、一人ひとりの状況やニーズに応じた支援が必要です。

障がいのある人が地域で安心して暮らせるための基盤として、在宅生活を支える障がい福祉サービスの充実や経済的支援の充実を図るとともに、障がいのある人のライフステージ、障がい特性に応じたきめ細かな生活支援体制の構築を図ります。

また、包括的な総合相談支援体制の整備を図ります。

(4) 障がい児者の自立と社会参加の促進

障がいのある人が地域で自立し、自分らしい生活を送るためには、就労の機会の確保と社会参加が不可欠です。また、将来の社会生活に向けて、障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実を図る必要があります。

インクルーシブな社会（誰も排除されない社会）の構築を目指し、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、成長や発達段階に応じたきめ細かい療育・保育・教育を提供するとともに、障がいのある人の就労支援、働きやすい環境づくりを進めます。

また、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域の一員として、生きがいをもって暮らせるよう、誰もがスポーツ、文化・芸術などの様々な活動に参加できる環境づくりに努めます。

(5) 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

障がいのある人の日常生活を支えるためには、誰もが利用しやすい、安全・安心の生活環境の整備が必要です。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また、障がいのある人の社会参加を制約することのないよう、建物・道路整備といったハード面と移動・情報アクセシビリティといったソフト面の両面から、バリアのない生活環境を整えるとともに、危機管理として、防犯・防災対策や災害発生時の安全を確保する体制の整備を図ります。

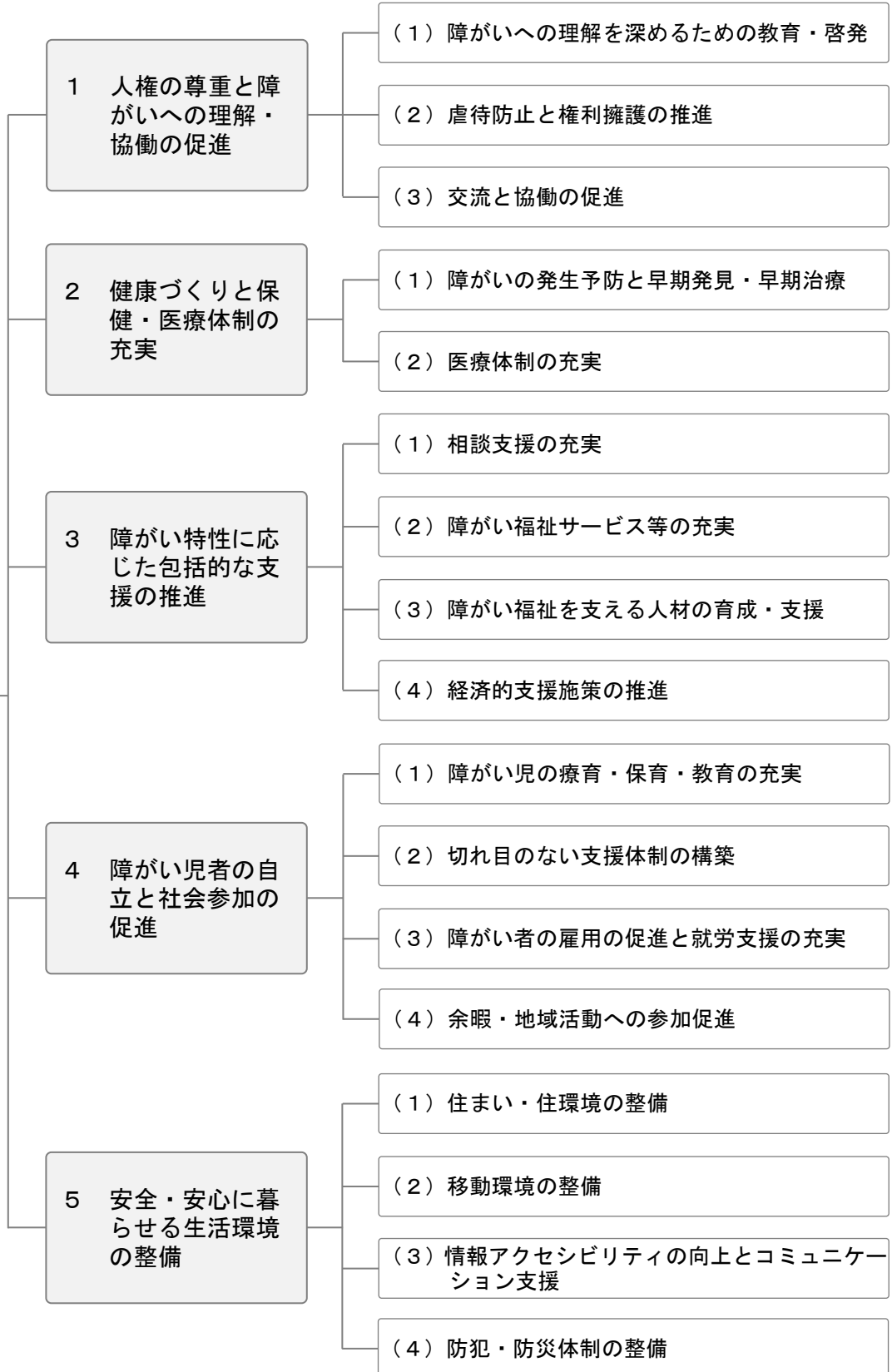
3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

共に支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまち



4 美濃市の重点的課題について

(1) 相談支援体制の充実

障がいには様々な種類があり、障がいの程度も人それぞれです。また、障がいのある人が抱える問題は、福祉のみならず、医療、就労、権利擁護等、多岐にわたっているため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援が重要であり、ライフステージに沿った切れ目の無い一貫した支援を提供することができるよう、保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関の連携体制が求められています。

障がいの重度化や複合化、障がいのある人の高齢化や、「親亡き後」を見据えて、専門的な相談支援機能の強化とともに、分野横断的・包括的な相談窓口の設置ができるよう重層的支援体制の整備に取り組みます。

(2) 自立に向けた就労支援の充実

障がいのある人一人ひとりが、地域で自立し、希望に応じた生活を実現させるためには、きめ細やかな療育・教育と就労への支援の充実が必要となります。特に、就労については、自立した生活を送るための経済的基盤として大変重要であり、障がいのある人が地域において幅広い選択ができるよう支援していくことが求められます。

現在、本市においては、就労継続支援B型事業所が2か所開設されましたが、就労移行支援事業所については、市内にはなく他市町村との連携を図っているところです。就労支援体制の充実に向けて、市内において就労移行支援事業所の確保や就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所の更なる確保に取り組みます。

(3) 交流と支え合いの地域づくり

障がいのある人が地域の中でいきいきと暮らすためには、積極的に社会にかかわる機会を増やすと同時に、障がいに対する地域の理解を深めることが大切です。

また、現在は、介護、障がい、生活困窮等、様々な課題を複合的に抱える人も増えてきていますが、複合的な課題は、高齢者、障がいのある人といった対象者ごとに整備されたこれまでの公的支援だけでは解決することが難しく、地域における住民の主体的な支え合い活動の必要性が高くなっています。

障がいについての理解を深めるため、障がいに関わる啓発や福祉教育の充実を図り、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らし、自分らしく生きることができるよう、障がいのある人も気軽に地域に参加できる環境づくりとして、地域交流の促進やボランティア活動の促進を図ります。

基本目標1 人権の尊重と障がいへの理解・協働の促進

(1) 障がいへの理解を深めるための教育・啓発

【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らし、社会参加していくためには、周囲の理解や配慮が重要な要件となります。地域で生活をしていて、障がいがあることで、偏見や差別を“感じる”人が2割となっており、特に知的障がい、重複障がいで感じている人が多くいる現状です。幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

【今後の方向性】

障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発するとともに、障がいの有無に関わらず、相互に尊重し合う共生社会の実現に向けて、児童・生徒一人ひとりの発達程度、障がいの状態、適応状況、教育的ニーズ等に応じた教育や多様な学びの場の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
<p>広報や多様なメディアによる広報活動の推進</p>	<p>○広報紙や市ホームページ、パンフレット等を活用し、障がいや難病に関する正しい知識の普及に努めます。</p> <p>○障がい者週間における街頭での啓発活動等を通じ、障がいに対する市民の理解促進を図ります。</p>	<p>福祉子ども課 (社会福祉係)</p>
<p>合理的配慮の推進</p>	<p>○市民や市内事業所等に対し、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方に対する周知を図ります。</p> <p>○県が導入しているヘルプマークの普及・啓発に努め、外見からは分かりにくい障がいの特性や必要な配慮の理解促進を図ります。</p> <p>○市で策定した配慮マニュアル(職員対応要領)に基づいた対応を徹底し、市役所における合理的配慮の推進を図ります。</p>	<p>福祉子ども課 (社会福祉係)</p>
<p>福祉教育の充実</p>	<p>○子どもたちの福祉の心をはぐくむため、家庭、地域、福祉施設と学校がともに連携して、障がい児(者)とのふれあいを通して子どもたちが学ぶ機会、体験する場を提供します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>「心のバリアフリー」の推進</p>	<p>○障がい者の人格と個性を尊重するために、「障がい」についての理解を深めるとともに、障がいのある人とない人との交流を促進します。</p>	<p>福祉子ども課 (社会福祉係)</p>

(2) 虐待防止と権利擁護の推進

【現状と課題】

判断能力が十分でない方が、自分らしい生活を自身で選択できるよう、その権利を守る仕組みが不可欠です。差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

また、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

【今後の方向性】

障がいのある人に対する虐待の根絶に向け、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

また、障がいにより判断能力が不十分な人に対しては、地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、権利擁護の取組を推進します。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
成年後見制度の利用促進	○障がいのある人の権利擁護のための事業の周知を進め、利用促進を図るとともに、「成年後見制度利用支援事業」の充実を図ります。 ○「障がい者基幹相談支援センター」を中心に、成年後見制度の申し立てや地域福祉権利擁護事業の推進を図るとともに、相談体制の充実を図り、きめ細かなサポートを行います。 ○社会福祉法人等に呼び掛けを行い、「法人後見事業」立ち上げを支援します。	福祉子ども課 (社会福祉係)
日常生活自立支援事業の利用促進	○障がい等により判断する能力が十分ではない人に対し、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」により、日常的な金銭管理や福祉サービス利用の支援を行います。	福祉子ども課 (社会福祉係)
障がい者虐待防止対策の推進	○虐待の未然防止、早期発見に向けて、障がい者虐待に関する通報や相談の窓口である「美濃市障がい者虐待防止センター」の周知を行います。 ○「美濃市障がい者虐待防止センター」において、障がい者虐待に関する通報や届出を受け付け、通報や届出に基づき、訪問調査等必要な対策を講じます。	福祉子ども課 (社会福祉係)

(3) 交流と協働の促進

【現状と課題】

障がいのある人が地域での交流を深めることは、いきいきとした生活を送る上で重要です。アンケート調査において、近所や地域の人、同じ施設の入所者とどのようなつきあいをしているかについて、「あいさつ程度のつきあい」の割合が28.3%と最も高くなっています。また、地域の活動に「参加していない」が41.0%と最も高くなっており、特に、知的障がい、精神障がい、重複障がいで参加していない人の割合が高くなっています。

こうした現状から、障がいに対する理解を促進するために、障がいのある方との交流や触れ合いの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが重要となります。身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

【今後の方向性】

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供に努め、ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
ボランティア活動の充実	○社会福祉協議会の「おむすびサポーター養成講座」を通じてボランティアの育成を図ります。 ○個人ボランティアの登録を積極的に進めます。 ○地域の福祉活動、イベント等へのボランティアの参加を促し、活用を進めます。 ○研修の機会の提供等により、ボランティアの質の向上を図るとともに、ボランティア間での情報の共有化を図ります。 ○ボランティア間の連携を強化するために、ボランティア連絡協議会の充実を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
交流事業の拡充	○障がいのある人とない人との交流を深めるため、交流機会の提供に努めます。	福祉子ども課 (社会福祉係)
地域行事への参加の促進	○地域の運動会等の各種イベントに対して、障がい者団体・障がい福祉施設利用者等の積極的な参加を促進します。	福祉子ども課 (社会福祉係)
障がい者施設での地域交流	○障がい者施設でのお祭りやイベント等において、市広報紙等を用いた地域住民の積極的な参加を促すことで交流の促進を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)

基本目標 2 健康づくりと保健・医療体制の充実

(1) 障がいの発生予防と早期発見・早期治療

【現状と課題】

障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見・早期治療のため、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導、生活習慣病予防の健康教育や健康相談など保健事業の充実が求められています。アンケート調査において、かかりつけ医がいる人の割合が8割半ばとなっていますが、知的障がい、重複障がいがかかりつけ医がいない人が2割半ばとなっています。また、過去1年間に健康診断（人間ドックなど）を「受けた」が54.7%、「受けていない」が41.0%となっています。

乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。また、障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。

【今後の方向性】

保健・医療・福祉が連携し、妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談体制を整備し、障がいの早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育てに必要な知識を学ぶための支援を行います。

また、障がいの原因となる疾病等の予防を図るため、妊娠期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じた保健事業を推進するとともに、健康診査の積極的な受診や主体的な健康管理を促進します。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
健康知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの原因となる疾病等について、様々な機会を活用し、啓発を行います。 ○健康教育、健康相談を充実し、心身の健康づくり等についての正しい知識の普及を図ります。 ○様々な機会を通じて、うつ病やアルコール依存症、ギャンブル依存症等に対する正しい知識の普及に努めます。 	保健センター
健康診査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健康診査、乳幼児健康診査（3～4か月児、1歳6か月児、3歳児）の実施により、障がいや疾病の早期発見に努めるとともに、未受診者に対して受診勧奨を行います。 ○障がいの原因となる生活習慣病等の予防のため、成人に対するヤング健康診査、特定健康診査、各種がん検診を実施するとともに、受診しやすい環境を整備します。 ○各種健康診査の機会や健康相談事業などを通じ、細やかな相談等ができるよう努め、必要に応じて、医療機関や専門の支援機関につなげます。 	保健センター
早期療育への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの疑いがある段階から適切な支援が行えるよう、乳幼児健康診査での療育相談会を設け、発達の遅れ等が心配な場合においては、子どもの保護者に相談を勧めます。 ○健康診査等で要観察となった子どもや子どもとのかかわりに不安がある保護者、育児不安が強い保護者に対し、保健センターの実施する「アイアイキッズ」において、親子の信頼関係づくりの場や精神的フォローの場等、様々な場を提供します。 ○必要に応じて、医療機関や療育施設等と連携して継続的な事後指導を行います。 	保健センター
	<ul style="list-style-type: none"> ○ことばの相談会、親の教育相談により、発育・発達に不安のある保護者に対する相談支援を行い、早期療育へと繋がります。 	ひばり園
こころの健康に関する相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの相談に関する連絡があれば随時相談にのるほか、関保健所と連携し「こころの健康相談」事業の実施及び、精神疾患の早期発見・早期治療へつなぐことのできるサポート体制の構築に努めます。 ○ゲートキーパーの育成、各種相談事業の実施等により、自殺対策を推進します。 	保健センター

(2) 医療体制の充実

【現状と課題】

今後、障がいのある人の高齢化・重度化がさらに進むことが予測され、医療体制の更なる充実が求められています。アンケート調査において、障がいのために定期的に医療（通院・入院・訪問医療）を受けているかについて、「通院している」が約7割となっています。また、健康管理や医療において、困ったり不便に思っていることについて、「近所に専門的な治療を受けられる医療機関がない」が18.7%、「通院するための移動手段・支援がない（少ない）」が18.0%となっています。

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要であり、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

【今後の方向性】

障がいのある人が、障がいの状況に応じたリハビリテーションや治療等を身近な地域で受けられるよう、保健・医療サービスの充実に努めます。

また、重度障がいのある人や医療ケアが必要な障がいのある人、高齢で障がいのある人等が地域で暮らし続けられるよう、保健・医療サービスと福祉サービスとが連携した医療体制を整備していきます。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
広報活動の推進	○広報紙やパンフレット、ポスターの掲示等により、保健・医療サービス等に関する適切な情報提供を行います。	保健センター
障がい者医療の充実	○障がいのある人が身近な地域で必要な医療を受けることができるよう、医師会や医療施設と連携を密にし、地域医療体制等の充実を目指します。	福祉子ども課 (社会福祉係)
保健・医療・福祉等の一体的提供	○障がい者基幹相談支援センターを中心に、医療機関、サービス事業所等との連携を図り、保健・医療・福祉の視点から多様な支援が行える体制を整備します。	福祉子ども課 (社会福祉係)
医療に関わる助成制度の充実	○重度心身障がい者医療費の助成制度により、医療費負担等の軽減を図ります。 ○自立支援医療（精神通院医療・更生医療、育成医療）の公費負担制度について、医療機関等と連携し、広く周知に努めます。	福祉子ども課 (社会福祉係)
地域リハビリテーションの充実	○身近な地域でリハビリテーションを受けることができるよう、リハビリテーション実施機関に関する情報提供に努めます。また、個別のニーズに応じ、発症から維持期まで一貫したリハビリテーションを受けられるよう、関連機関との連携の一層の強化を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
重度障がい・医療的ケア児者支援の充実	○生活介護事業所、共同生活援助事業所の整備について、特に重度障がいの方を受け入れるための事業所整備に重点を置き、施設整備補助金等の情報提供を行い、各法人等と連携を図りながら整備を促進します。	福祉子ども課 (社会福祉係)

基本目標3 障がい特性に応じた包括的な支援の推進

(1) 相談支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。アンケート調査において、知りたいと思っていることについて、「相談できる場」に関することが約2割となっています。また、心配事について、誰に相談しているかについて、「家族・親せき」が66.3%と最も高く、次いで「友人・知人」が24.0%、「誰にも相談しない」が12.0%となっています。

個々の障がいのある人の多様なニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

【今後の方向性】

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるような相談や支援体制を充実します。

また、身近な生活の相談から障がい福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
基幹相談支援センターの運営	○地域における障がい者の相談支援の中核的な役割として、各関係機関との調整を行う「美濃市障がい者基幹相談支援センター」において、総合的・専門的な相談に応じ、障がいのある人の地域生活を支援します。 ○各種支援制度の利用、活用に向けて、基幹相談支援センターを中心とした情報提供体制の充実を図ります。 ○センターの機能充実に向け、相談支援専門員の資質向上を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
障がい者相談支援事業	○指定特定相談支援事業所において、障がい者やその家族等が抱える様々な問題について相談に応じ、情報の提供・助言・障がい福祉サービスの利用等、必要な支援を行います。	福祉子ども課 (社会福祉係)
民生委員・児童委員活動の充実	○地域での身近な相談役・支援役として重要な役割を担う民生委員・児童委員に対し、障がい福祉に関する研修を行い、障がい者に対する相談支援の充実を図	福祉子ども課 (社会福祉係)

項目	取り組みの内容	担当課
	ります。	
障がい者相談員活動の充実	○障がい者の日常生活に関わる事項についての相談に応じる障がい者相談員の活動の充実を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
地域自立支援協議会の運営	○障がい者の生活を支えるため、「地域自立支援協議会」において、障がい福祉サービスの提供体制の確保、処遇困難ケースへの対応等、地域の課題解決に向け、協議を行います。 ○「地域自立支援協議会」において、関係機関間の情報の共有化を行い、連携ネットワークの構築を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
総合相談窓口の整備	○障がい者基幹相談、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談等の窓口を一元化することで、福祉に関する相談を総合的に受け付ける窓口を整備し、地域での包括的な相談支援体制の構築を図ります。 ○勉強会や事例検討を行うことで、担当者等の質向上を図り、重層的支援体制の整備を進めます。	福祉子ども課 (社会福祉係)
医療的支援の推進	○専門スタッフ（医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師等）による療育相談での家庭療育プログラムの作成や集団の場への訪問を行います（美濃市療育システム）。 ○医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、相談支援を行うとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーター（相談支援専門員、保健師、訪問看護師等）の配置を目指します。	福祉子ども課 (子ども家庭係) (社会福祉係)
ピアサポート	○県のピアサポート活動（自助グループの活動）の周知を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
依存症に対する相談支援	○総合相談窓口等で相談を受けた際には、県の依存症（アルコール依存症や薬物依存症、ギャンブル等依存症、ネット依存・ゲーム障がい等）相談拠点である「岐阜県依存症相談窓口」につなぎます。	保健センター 福祉子ども課 (社会福祉係)
地域の支え合い活動の推進	○地域の支え合い活動の効果が最大限発揮されるよう、行政が団体間の連絡調整等による支援を行い、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア団体、NPO等各種団体同士の連携を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)

(2) 障がい福祉サービス等の充実

【現状と課題】

障がい福祉サービスには、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」があり、障がいの種別や等級・程度、家族の状況など勘案すべき事項を踏まえ、障がい者の個別のニーズに添ったサービスの提供を行っています。現在利用している障がい福祉サービスについてアンケート調査によると、「利用していない」が51.7%となっており、サービスを利用していない理由について、「サービスを必要としていないため」が72.9%となっています。また、現在、充実してほしい障がい福祉施策について、「サービス利用の手続きの簡素化」が24.3%と最も高くなっています。

障がいのある人が望む地域生活を継続していくために、サービス等利用計画の定期的な見直しを行い、ライフステージで必要となるサービスを適切に提供することが必要となります。福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

【今後の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしながら、主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障がい特性や状況、一人ひとりのニーズに合わせて総合的に提供します。

また、ヤングケアラーを含む介護者への支援の提供体制を整備します。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
障がい福祉サービスの充実	○障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、各種障がい福祉サービスの充実を図ります。 ○障がいのある人が65歳になっても、使い慣れた障がい福祉サービス事業所において継続してサービスを利用できるよう、共生型サービスの整備を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
地域生活支援事業の充実	○障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業として、補装具の交付や修理、日常生活用具の給付、日中活動の場の提供、訪問入浴サービス等を実施します。	福祉子ども課 (社会福祉係)

項目	取り組みの内容	担当課
障がい児に対するサービスの提供	<p>○障がいのある子どもの日常生活を支援するため、相談支援や通所支援等の児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がいのある子ども対象としたサービスを実施します。</p> <p>○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保を行います。</p>	福祉子ども課 (社会福祉係)
ニュー福祉機器購入助成事業	○先進的な福祉機器の購入費の一部助成を行うことで、身体に障がいのある人の活動を支援します。	福祉子ども課 (社会福祉係)
障がい福祉サービス事業所等の整備・誘致の検討	<p>○就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所の整備の充実に努めます。</p> <p>○相談支援事業所や共生型サービス等の障がい福祉サービス事業所の誘致や施設の整備に関する施策等を検討します。</p>	福祉子ども課 (社会福祉係)
難病患者へのサービス利用の啓発	○広報紙や市ホームページを通じて、難病患者が障がい福祉サービスの利用対象であることを、広く住民へ周知します。	福祉子ども課 (社会福祉係)
地域生活支援拠点等の整備	○障がいの重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制として整備された「地域生活支援拠点」(中濃圏域で1か所設置)において、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の支援を行います。	福祉子ども課 (社会福祉係)
障がい者の地域生活支援(親亡き後の住まいの場の確保と地域移行支援、入院中の精神障がい者の地域移行、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の推進)	○地域住民の精神障がいに対する誤解や偏見を取り除き、正しい知識を普及啓発するとともに、早期発見、早期治療、短期入院をめざした保健医療体制を確立し、精神障がい者の地域での安定した暮らしが継続できるよう「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。	保健センター 福祉子ども課 (社会福祉係)
ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保	○個別支援の中や関係機関・事業所・学校等との連携の中で、家事や家族の介護等を行う子ども(ヤングケアラー)についても把握に努め、ヤングケアラーに対して適切な支援を行います。	福祉子ども課 (子ども家庭係)
感染症対策の推進	<p>○障がい福祉サービス事業所や利用者等に対し、感染症予防に関する知識の普及を図ります。</p> <p>○障がい福祉サービス事業所の職員や利用者の日頃の健康管理を徹底するとともに、サービス提供時や施設内で感染経路を遮断するための衛生管理の指導を行います。</p> <p>○感染者が発生した場合、速やかな状況把握や感染拡大防止策の周知と実効、必要物資の確保等を行います。</p>	福祉子ども課 (社会福祉係)

(3) 障がい福祉を支える人材の育成・支援

【現状と課題】

介護・福祉サービス分野においては、利用者本位の質の高いサービスを提供するための人材が求められています。アンケート調査によると、高齢者や障がいのある方のお世話をするなど、福祉関係のボランティア活動を「活動したことがない」が73.7%と最も高く、次いで「以前活動をしていたが、現在はしていない」が17.9%となっており、活動していない理由について、「仕事や家事が忙しく、時間がとれない」「活動のための体力に自信がない」「自分の時間を優先したい」といった項目が挙がっています。

介護・福祉人材の確保を進めるため、若年層を含む幅広い年代が福祉の仕事に興味・関心を持ち、就労先として選択することが求められます。そのためには、子どもや学生等が福祉施設において、直接障がい者と交流するような地域交流の場や体験型学習、職場体験等を行い、障がいのある人とのふれあいを通し、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要です。また、福祉関係のボランティア活動については、参加したい意欲のあるかたには、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図り、障がいのある人の生活を支える人材の育成に取り組む必要があります。

【今後の方向性】

障がい福祉サービスの提供にあたっては、専門性の高い人材の確保と育成を行うため、障がい福祉サービス事業者との連携を図り、計画的な研修や養成講座、情報交換等に取り組めます。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
福祉人材の育成	○サービス事業者や県と連携を図りながら、障がい者生活支援員の資質向上に向けた研修機会の確保を行います。	福祉子ども課 (社会福祉係)
福祉ボランティアの育成	○各種ボランティア養成講座を開催し、障がい者福祉を推進する人材を育成します。 ○ボランティアの効果的なマッチングを行うため、ボランティアコーディネーターの養成に取り組みます。	福祉子ども課 (社会福祉係)
福祉を学ぶ場の提供	○子どもの頃から福祉に親しみ、福祉を身近に感じることができるよう、学校活動等を通じて、児童・生徒が福祉を学ぶ機会の充実を図ります。 ○福祉の仕事に従事されている人から、仕事を通じて得た学びや感動のエピソードなどを募集し、広く住民に周知します。	学校教育課
手話奉仕員の育成	○社会福祉協議会を通じて手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員の育成に努めます。	福祉子ども課 (社会福祉係)
公的人材の育成	○障がいのある人への対応に中心的な人材となる保健師や社会福祉士の育成に努めます。	福祉子ども課 (社会福祉係)

(4) 経済的支援施策の推進

【現状と課題】

経済的な安定は、障がいのある人が地域で安心して生活していくために不可欠な要素です。アンケート調査において、知りたいと思っていることについて、「障害年金や手当」に関することが2割近くとなっています。また、障がいのある人が地域で生活するためには、どのような支援があればよいかについて、「経済的な負担の軽減」が32.3%と最も高くなっています。

生活安定への支援の観点から、引き続き年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人の経済的支援を対象とする各種給付や助成事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、対象者に対する十分な周知に取り組みます。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
障害基礎年金の周知	○パンフレットの配布等を行うことで障害基礎年金に係る制度の周知を図り、受給要件、支給申請手続き等について窓口での説明を行います。	高齢福祉保険課
各種手当の支給	○児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当を支給します。 ○必要とする人が適切に各種手当を受給できるよう、制度の周知を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
税の減免等の周知	○障害者手帳交付時に、所得税、市県民税、自動車税やNHK放送の受信料の控除や減免について、周知を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
心身障害者扶養共済制度の周知	○障がいのある人の保護者が毎月掛金を納めることで、保護者が亡くなった時などに、障がいのある人に対し、一定額の年金を一生涯支給するという「心身障害者扶養共済制度」についての周知を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)

基本目標4 障がい児者の自立と社会参加の促進

(1) 障がい児の療育・保育・教育の充実

【現状と課題】

障がい児の可能性を最大限伸ばし、将来、社会的な自立していけるようにするため、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた療育・保育・教育は、重要な役割を果たします。アンケート調査において、お子さんの保育や教育において、周囲（児童・生徒、その保護者）からのさらなる理解が望まれています。また、お子さんの学校教育終了後の進路について必要だと思ふ対策は、「教育から就労・福祉などにつながる一貫した相談支援体制の構築」が挙げられています。

障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。また、地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

【今後の方向性】

発育や発達に支援の必要がある子どもに対して、適切できめ細やかな療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育てなどの連携を強化し、地域における相談・療育の充実を図ります。また、インクルーシブ教育の推進に向けて、体制の整備を推進します。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
ひばり園における療育	<ul style="list-style-type: none"> ○「美濃市ひばり園」において、ことばや発育に心配のある子どもの教育相談や療育指導等を行います。 ○言語聴覚士と共に保育所等や保護者からニーズのあった子どもについて、保育所等にて言語指導を行います。 ○支援が必要な子どもの保育や教育にあたり、関係する保健、医療、福祉、教育などの各専門機関との連携強化を図ります。 	ひばり園
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の充実により、保育士や指導者の障がいに対する理解と指導能力技能の向上を図るとともに、障がい児保育の充実に努めます。 	福祉子ども課 (子ども家庭係)
教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育コーディネーターや主幹教諭を中心に、障がいのある子どもに対する理解を深めるための研修を実施し、指導内容の向上と、児童・生徒の教育・相談体制の充実を図ります。 	学校教育課
進路相談・指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援委員会において、本人や保護者の希望、障がいの程度等を充分考慮し、進路相談・指導に努めます。 	学校教育課
教員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての幼・小・中学校等の特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）や教職員を対象に特別支援教育に関わる研修を実施し、専門性の向上に努めます。 	学校教育課
インクルーシブ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者差別解消法」による「合理的配慮」を踏まえた取り組みを進めるため、特別支援教育のさらなる展開及び支援員や看護師等の人材の充実と環境整備を通じて、インクルーシブ教育を推進します。 	学校教育課

(2) 切れ目のない支援体制の構築

【現状と課題】

障がい児の支援に当たっては、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促し、障がい児の状態を把握し、それぞれの個性が生かされる支援が求められます。アンケート調査において、お子さんの放課後などの通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）の利用状況について、「利用している」が3件、「利用しておらず、今後とも利用する予定はない」が2件となっています。

障がいのある子どもの個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっています。

【今後の方向性】

乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた支援を途切れることなく行えるよう、各関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
障がい児支援体制の充実	○障がいのある子どもがより適切な環境の中で切れ目のない支援が受けられるよう、児童発達支援センターの整備を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
発達障がい児への支援	○県における発達障がい支援の総合的な拠点である「岐阜県発達障害者支援センター」や「中濃圏域発達障がい支援センター」等と連携して、発達障がいのある子どもやその家族、地域の支援機関等への助言を行います。 ○発達障がいのある子どもの家族に対し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援を行います。	福祉子ども課 (社会福祉係)

(3) 障がい者の雇用の促進と就労支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人が経済的自立を図るためには、就労が重要であり、働く意欲のある人がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。アンケート調査によると、障がいのある人が働くために大切だと思う環境について、「周囲が障がいを理解してくれること」の割合が27.7%と最も高く、次いで「勤務する時間や日数を調整できること」の割合が23.0%、「障がいの程度にあった仕事であること」の割合が22.7%となっています。

一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。また、障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。

【今後の方向性】

障がいのある人の中で働く意欲のある人には、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労に向けた支援や企業の理解促進、就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
障がい者雇用の促進（障がい者の一般就労拡大の推進）	○国、県や公共職業安定所等の関係機関と連携し、障がい者雇用を行う事業主に対する各種助成制度等の周知徹底を図るとともに、事業主の障がい者雇用に対する理解を深め、雇用促進につなげていきます。	福祉子ども課 （社会福祉係）
就労支援体制の充実	○「障害者優先調達推進法」の内容を踏まえ、市の業務の中で可能なものは、障がい福祉サービス事業所の製品や役務等の優先的な調達に努め、工賃収入の向上につながるよう支援します。	福祉子ども課 （社会福祉係）
福祉的就労場所の確保	○身近な地域における福祉的就労場所の確保のため、近隣市町村と連携し、地域バランス等を考慮したうえで、通所による就労移行・就労継続支援施設等の整備を進めます。	福祉子ども課 （社会福祉係）
ジョブコーチの活用推進	○障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用を推進します。	福祉子ども課 （社会福祉係）
就労後の相談体制の構築	○「障害者就業・生活支援センター」や障がいのある人を雇用する企業等との連携の充実を図り、就労後も相談援助等を行うことのできるフォロー体制の構築に努めます。	福祉子ども課 （社会福祉係）

(4) 余暇・地域活動への参加促進

【現状と課題】

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながります。アンケート調査において、この1年間に行った文化・スポーツ活動等について尋ねると、「特にない」の割合が35.7%と最も高く、次いで「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」、「趣味の活動」の割合が21.0%となっています。また、障がいのある人が文化・スポーツ活動をするために必要な支援について、「外出のための移動手段や介助の確保」や「障がい者に配慮した施設・設備の充実」、「活動にかかる費用の援助」といった項目が挙げられています。

障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人が自身の選択に基づいて、積極的に文化・スポーツ・レクリエーション活動、学習活動、地域活動などに参加できるよう、文化芸術活動やスポーツ活動の機会や活動の成果を発表する場の提供に取り組みます。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
スポーツ大会等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい者レクリエーション大会を1年に1回開催して、障がいのある人がスポーツ等に触れる機会を提供し、生きがいづくりと地域交流を図ります。 ○障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるスポーツイベント等の開催に努め、幅広く参加を呼びかけます。 ○障がいのある人に対応したスポーツの振興を図ります。 ○学校や地域を通じて、障がいのある子どもの地域スポーツ活動への参加を促進します。 	福祉子ども課 (社会福祉係)
指導人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者スポーツを広めるため、県身体障がい者体育指導員、市スポーツ推進委員との連携充実を図ります。 ○スポーツ団体等で活動する青年を対象に、障がいのある人のスポーツを介助できるボランティアの育成を図ります。 	福祉子ども課 (社会福祉係)
生涯学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が利用できる施設の整備や、参加しやすい文化活動を実施団体と連携して参加を促進します。 ○身体の障がいにより図書館に来ることができない人も図書館を利用できるよう、電子図書館を導入します。 ○聴覚障がいのある人に対して、字幕(手話)付き映像ライブラリー等の貸出しを行います。 ○障がいのある人が文化芸術活動に親しむ機会の充実と、発表の機会の確保に取り組みます。 	福祉子ども課 (社会福祉係) 人づくり文化課
選挙への参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ○郵便等による不在者投票や投票所での配慮等、障がいのある人が選挙に参加しやすい環境整備を行うとともに、その情報を広く発信します。 ○代理投票がスムーズに行われるよう、投票事務従事者に対し研修を実施します。 	選挙管理委員会
地域活動支援センター支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市内にある地域活動支援センター「美濃市みのりの家作業所」の運営を行い、障がいのある人等の日常生活の充実を図ります。 ○圏域内にある地域活動支援センターに精神障がいのある人を主とした支援を委託し、社会活動への参加を促進します。 	福祉子ども課 (社会福祉係)

基本目標5 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

(1) 住まい・住環境の整備

【現状と課題】

今後、障がいのある人が望む住まい方を基本として、地域で安定した社会生活を送り続けるための環境づくりは必要不可欠です。アンケート調査において、今後、どのような暮らし方をしたいかについて、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が62.3%と最も高くなっています。また、美濃市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについて、“暮らしやすい”（「とても暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」の合計）が3割、“暮らしにくい”（「どちらかといえば暮らしにくい」と「暮らしにくい」の合計）が2割近くとなっています。

障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備が必要です。

【今後の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、障がいのある人の居住場所の確保、バリアフリーに対応した住まいの普及・改善に努めます。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
住宅のバリアフリー化推進	<p>○障がいのある人に対応した住宅に関する相談に応じることのできる窓口の設置し、随時相談支援を行います。</p> <p>○住宅改造の実例等、バリアフリー住宅に関する情報を発信します。</p>	都市整備課
住まいの確保に向けた支援	<p>○障がいのある人の地域生活を支えるグループホーム等の住まいの確保方策について検討を行います。</p> <p>○入居支援を必要とする障がいのある人に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。</p> <p>○住まいの提供と合わせて、見守りや相談支援等、日常生活への支援が行える体制を整備します。</p>	福祉子ども課 (社会福祉係)
公共的施設のユニバーサルデザイン化とバリアフリー化の促進	<p>○市役所、図書館、公民館等の新設・改築の際には、スロープや障がい者用駐車場、点字案内板等を順次整備し、公共施設のバリアフリー化を進めます。</p> <p>○公共施設や民間における公共的施設、市営住宅を新たに整備する際にはユニバーサルデザイン化、バリアフリー対応を原則とするとともに、増改築・改修にあたっては、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を促進します。</p>	都市整備課
安全・安心な道路整備	<p>○歩道の整備、歩道の段差・勾配等の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を行い、歩行空間のバリアフリー化を推進します。</p>	土木課
公園等の整備	<p>○公園等への障がい者用トイレ及び手すりの設置や段差解消等といった整備を段階的に進めます。</p>	都市整備課
緊急通報システムの整備	<p>○中濃消防組合のメール119番通報の周知を行うとともに、聴覚・言語障がいがある人が緊急時に音声以外で119番通報、110番通報ができるシステムの導入を検討します。</p>	福祉子ども課 (社会福祉係)

(2) 移動環境の整備

【現状と課題】

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。アンケート調査によると、外出する場合に利用する移動手段について、「自家用車（自分で運転）」の割合が50.4%と最も高く、次いで「自家用車（家族など他の人が運転）」の割合が43.1%と高くなっています。また、文化・スポーツ活動をするために必要な支援について、「外出のための移動手段や介助の確保」が挙げられています。

障がいのある人の外出を支援するために、障がいのある人のニーズを把握し、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、社会に参加するため、必要となる移動に係る各種サービスの充実を図り、提供を推進します。

また、公共交通機関の障がい者割引に関する情報が広く行き届くよう、周知を行います。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
移動支援事業等の実施	○屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、同行援護・行動援護・移動支援等、外出のための支援を行います。	福祉子ども課 (社会福祉係)
福祉車両活用事業の実施	○一般の交通手段を利用することが困難な障がいのある人に対して、リフト付福祉車両の貸し出しを行います。 ○重度身体障がいのある人の通院等の利便を図るため、リフト付き福祉車両による送迎サービスを行い、日常生活行動範囲の拡大を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
公共交通機関の整備促進	○市が導入した公共交通機関であるデマンド型乗り合いタクシー「のり愛くん」の利用を促進します。	総合政策課
交通費助成事業	○精神障害者保健福祉手帳所持者が、障がい福祉サービス事業所等に通うために要する公共交通機関の交通費の一部を助成します。	福祉子ども課 (社会福祉係)
福祉有償運送事業の充実	○岐阜市のNPO法人への委託により福祉有償運送を実施します。	高齢福祉保険課
タクシー利用料金の助成	○重度心身障がいのある人がタクシーを利用する際の利用料金の一部を助成します。	福祉子ども課 (社会福祉係)
介助用自動車購入と自動車改造費の助成	○障がいのある人の自動車改造費用や介助用自動車の購入に要する費用の一部を助成します	福祉子ども課 (社会福祉係)
移動に関する助成制度の周知	○障害者手帳所持者が利用できる鉄道・バス運賃等の割引制度に関する情報発信を行います。 ○移動に関する他の助成制度について、広報紙やパンフレットの配布等による啓発を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)
交通環境の整備	○障がいのある人が利用しやすいよう、関係機関、障がい福祉サービス事業所等と連携し、駅舎の改装・改修やバリアフリー化、歩道と車道の段差解消などを推進します。	総合政策課
車椅子使用者用駐車区画の適正利用の促進	○県が実施するぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度を周知し、適正な利用を促進します。	福祉子ども課 (社会福祉係)

(3) 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援

【現状と課題】

障がいのある人を取り巻く状況や社会が変化中、障がいの種類や障がいのある人のニーズの多様化にともなう、分かりやすい、多様な情報発信が求められています。アンケート調査において、福祉サービスに関する情報の入手先について、「市役所の窓口」が3割と最も高くなっています。また、現在、充実してほしい障がい福祉施策について、「制度やサービスなどに関する情報提供の充実」が挙げられています。

それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要です。また、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障がいの特性に応じた情報提供方法の充実が必要です。

【今後の方向性】

障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるように、障がいのある人の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報バリアフリー化を推進します。

また、障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
市政情報のバリアフリー化の推進	○視覚障がいのある人に対し、希望に応じて音訳ボランティアによる広報の録音テープを送付します。 ○障がいのある人が市役所において必要な情報を取得できるよう、市職員に対する研修を実施します。	福祉子ども課 (社会福祉係)
手話通訳者・要約筆記者の派遣	○聴覚障がいのある人に対して、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	福祉子ども課 (社会福祉係)
日常生活用具の給付・貸与	○情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする人に対し、日常生活用具の給付・貸与により支援を行います。	福祉子ども課 (社会福祉係)

項目	取り組みの内容	担当課
情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実	○障がいのある人やその介護者への保健・医療・福祉の情報提供のため、「岐阜県障がい者福祉の手引き」の活用、インターネットの活用等、情報アクセシビリティを向上させることにより、障がいのある人への情報提供サービスの充実を図ります。また、社会福祉協議会や関係団体との連携により情報提供方法の多様化を図ります。	福祉子ども課 (社会福祉係)

(4) 防犯・防災体制の整備

【現状と課題】

障がいのある人にとって、緊急時や災害時の対策の充実は、地域における安全・安心な生活を担保する重要な要素であるといえます。アンケート調査において、災害発生時に受けたい支援について、「災害情報の迅速な伝達」が44.3%と最も高く、次いで「避難場所までの避難支援」が31.3%となっています。また、避難所に行かない理由について、「プライバシーを確保できない」が5割近くと最も高く、次いで「段差があるなどハード面で（物理的に）避難所の環境が自分に合わない」が2割を超えています。

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。また、今後も、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

【今後の方向性】

障がいのある人が地域で安全、安心に生活できるよう、防災訓練への参加促進や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制の整備など防災対策を充実します。

また、様々な機会を活用して、防犯意識の向上に向けた啓発を行います。

【具体的な取り組み】

項目	取り組みの内容	担当課
災害発生時の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員と連携して避難行動要支援者名簿の整備・充実を図り、災害時等における地域内での支援体制強化に努めます。 ○障がい福祉サービス事業所に対し、災害時の支援マニュアルの作成を呼びかけます。 ○避難所への要配慮者用資機材（オストメイト用トイレ等）の配備に努めます。 	福祉子ども課 (社会福祉係)
防犯意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な機会を活用し、障がいのある人に対して、防犯意識の普及・啓発を行います。 ○障がいのある人を犯罪や不当な訪問販売等の被害から守るため、被害の実例や消費生活相談の周知に取り組みます。 	福祉子ども課 (社会福祉係)
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な機会を活用し、防災意識の向上に向けた啓発を行うとともに、美濃市防災・あんしんメールや美濃市防災情報アプリについて、市ホームページに掲載し、活用を呼びかけます。 ○障がいのある人に対して、地域防災訓練への積極的な参加を促進します。 	福祉子ども課 (社会福祉係)
地域支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員、福祉委員をはじめとする地域住民による災害時における共助のしくみづくりを促進します。 	福祉子ども課 (社会福祉係)
福祉避難所の周知・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人やその家族に、福祉避難所について周知します。 ○以前は2カ所であった福祉避難所を市内14カ所に拡充し、引き続き福祉避難所の開設に関する協定を締結する事業所の拡充を図ります。 ○障がいの種類・特性に応じて区分分けされた福祉避難所の設置を検討します。 	福祉子ども課 (社会福祉係)

第 5 章

サービスの見込量

1 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴や排せつ、食事の介助、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人が行動するときに、危険を回避するために必要な介助や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

① 必要な見込量（1月当たり）

サービス名	実利用者数	単位	実績		見込み	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者数	人/月	8	6	8	9	10	11
	利用量	時間/月	114	109	101	113	125	137
重度訪問介護	実利用者数	人/月	0	0	2	2	2	2
	利用量	時間/月	0	0	5	5	5	5
同行援護	実利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
	利用量	時間/月	11	7	11	11	11	11
行動援護	実利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1
	利用量	時間/月	0	0	5	5	5	5
重度障害者等包括支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

居宅介護は今後も利用量の増加が見込まれるため、事業所の新規参入を促し、支援体制の整備を図ります。

また、利用者が適切なサービスを受けることができるよう、引き続き障がい福祉サービスの周知や、利用実態に即したサービス提供体制の整備を行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴や排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
生活介護 (重度障害者) 【新設】	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいまたは難病の人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新設】	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人(利用開始時に65歳未満)に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した人の就労継続を図るため、障がい福祉サービス事業所や医療機関等と連絡調整を図ったり、就労に伴って生じる生活上の課題に対する相談、助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。

① 必要な見込量（1月当たり）

サービス名		単位	実績		見込み	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数	人/月	60	63	67	68	69	70
	利用量	人日/月	1,228	1,378	1,341	1,361	1,381	1,401
(重度障害者) 【新設】	実利用者数	人/月			10	10	10	10
	利用量	人日/月			230	230	230	230
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	2	0	1	1	1	1
	利用量	人日/月	4	0	1	1	1	1
就労選択支援 【新設】	実利用者数	人/月					0	0
	利用量	人日/月					0	0
就労移行支援	実利用者数	人/月	5	2	2	1	1	1
	利用量	人日/月	34	32	20	10	10	10
就労継続支援 (A型)	実利用者数	人/月	54	37	47	47	46	45
	利用量	人日/月	761	729	669	669	655	641
就労継続支援 (B型)	実利用者数	人/月	29	34	38	38	37	36
	利用量	人日/月	253	569	586	586	571	556
就労定着支援	実利用者数	人/月	1	1	1	1	1	2
療養介護	実利用者数	人/月	4	4	4	4	4	4
短期入所 (福祉型)	実利用者数	人/月	16	7	30	31	32	33
	利用量	人日/月	45	55	46	48	50	52
(重度障害者) 【新設】	実利用者数	人/月			10	10	10	10
	利用量	人日/月			11	11	11	11
短期入所 (医療型)	実利用者数	人/月	2	0	0	1	1	1
	利用量	人日/月	9	0	0	5	5	5
(重度障害者) 【新設】	実利用者数	人/月			0	1	1	1
	利用量	人日/月			0	5	5	5

② 見込量確保の方策

生活介護及び短期入所については、今後もサービス利用者の増加が見込まれる中で重度障がいのある人も含めたサービスへと枠を広げるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、より幅広いサービス提供業者と連携して利用の支援を図ります。

障がいのある人の就労機会拡大については、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、障がいのある人の雇用に関する情報の提供、就労に向けた支援体制の充実を図ります。また、一般就労への移行がしやすくなるよう、地域の支援体制の整備を図るとともに、一般企業等に対し、障がい者雇用への理解と協力を呼びかけます。

市内においてサービス量の確保が困難なサービスについては、事業者の新規参入を働きかけるとともに、広域的な連携によりサービスが提供できる体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所していた人や在宅においてひとり暮らしをしている人、家族と同居していても支援が見込めない人に対し、在宅で生活していく力を補うため、定期的な訪問や通報時の対応、相談対応等を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

① 必要な見込量（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立生活援助	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	
共同生活援助	実利用者数	人/月	13	24	25	25	26	27
共同生活援助 (重度障害者) 【新設】	実利用者数	人/月			1	1	1	1
施設入所支援	実利用者数	人/月	35	36	35	35	35	34

② 見込量確保の方策

重度障がいのある人を含めた共同生活援助の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

障がいのある人のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービス利用の支援を図ります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する人に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成します。
地域移行支援	障がい者支援施設の入所者や精神科病院に入院している人等に対して、地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の支援を行います。

① 必要な見込量（1月当たり）

サービス名		単位	実績		見込み	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	13	43	50	51	52	53
地域移行支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

計画相談支援の利用者の増加が予想されるため、県主催の相談支援従事者研修への参加促進を図り、相談支援専門員の育成と確保、質の向上に努めます。また、様々な事例に対して適切な対応ができるよう圏域での相談支援体制の連携と強化を図ります。

地域移行支援、地域定着支援に関しては、医療機関、障がい者支援施設や相談支援事業所等と連携し、地域移行を推進するための必要な支援を提供します。また、地域の一般相談支援事業との連携・調整を図り、障がいのある人やその家族等のニーズに応じた支援ができる体制を整備します。

2 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくし、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	講座・広報等の実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

ヘルプマークを必要な人に配布するとともに、広報紙やパンフレット、市ホームページ等を通じ、障がいのある人や障がいへの理解を深めるための啓発を行います。また、市内の小・中学校の児童・生徒に対し、障がい者理解教育及び人権教育の充実を図り、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」が実現できるような活動を支援します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	在宅で生活をしている障がいのある人やその家族、住民等が自発的に行う障がいのある人の社会復帰や社会参加に関する活動などに対して支援を行います。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

② 見込量確保の方策

障がいのある人やその家族、地域住民等により構成された団体が、地域において自発的に取り組む障がいに関する啓発活動に対し、支援を行えるよう体制の整備を図ります。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。 また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するために、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などに関わる支援を行うほか、家主などへの相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活の支援を行います。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

② 見込量確保の方策

基幹相談支援センターを拠点として、障がいの種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、包括的かつ予防的な相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用開始することが有用であると認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用に要する費用を助成します。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	0	0	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

中核機関における成年後見制度の広報機能、相談機能として制度を広く周知するためパンフレット等の配布や講演会を開催します。また、相談事業所等の関係機関と連携を図りながら真に必要と考えられる人に対して適正なサービスの利用を促進します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス	概要
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	有

② 見込量確保の方策

市内の社会福祉法人等の関係団体に法人後見の活動実施を呼びかけるほか、成年後見制度における法人後見活動を支援するための研修や、法人後見推進のための検討会等を開催します。

(6) 意思疎通支援事業

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に対して、社会参加を促すための仲介となる手話通訳者等の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行います。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数	66	44	50	52	54	55
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0	0	0	0
入院時コミュニケーション支援事業	利用件数	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

手話通訳者派遣事業については、業務を委託する県聴覚障害者情報センターを通じた事業実施を継続します。また、地域における手話通訳者、要約筆記者の確保・育成に努め、サービス提供体制の整備を進めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、必要な自立生活支援用具等の給付、または貸与を行います。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	利用件数	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	利用件数	0	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	利用件数	0	4	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	利用件数	3	2	2	2	2	2
排泄管理支援用具	利用件数	570	534	550	550	550	550
住宅改修	利用件数	1	0	0	0	0	0
合計	利用件数	574	542	556	556	556	556

② 見込量確保の方策

事業の周知を図るとともに、進化する日常生活用具の情報及び利用者からの要望を踏まえ、日常生活用具の品目、対象者、耐用年数の見直しを行うなど、給付範囲の適正化を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、日常会話程度ができる手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講座修了人数	9	9	8	9	9	9

② 見込量確保の方策

主に地域の住民等を対象に、厚生労働省が定める「手話奉仕員養成カリキュラム」に基づいた養成研修会を実施します。また、研修を修了した場合でもすぐに通訳者や奉仕員となることが難しいといったことを踏まえ、手話サークル等との連携により、手話技術習得者が継続して手話を学ぶことのできる環境づくりに努めます。

(9) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用時間	289	413	430	430	430	430
	利用人数	4	5	5	5	5	5

② 見込量確保の方策

サービスの利用内容及び支給量の実態を正確に把握し、利用の適正化を行います。また、サービス利用のニーズを把握しながら、供給体制の整備を行います。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人の創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う場を提供します。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業 (基礎的事業)	実施か所	市内1 市外3	市内1 市外3	市内1 市外3	市内1 市外3	市内1 市外3	市内1 市外3
	利用人数	市内12 市外74	市内10 市外75	市内11 市外75	市内11 市外75	市内11 市外75	市内11 市外75

② 見込量確保の方策

障がいのある人が創作的活動や生産活動を行いながら、自己実現を図れるよう、地域の活動の場を充実させるとともに、地域活動支援センターの周知を図り、地域生活支援を進めます。地域活動支援センターへ専門職員を配置する等の機能強化事業の実施については、近隣市町村と協議を行います。

(11) 日中一時支援事業

サービス	概要
日中一時支援事業	日中において介護者等がない、または家族の介護負担を軽減するために、一時的に見守り等が必要な障がいのある人等に、見守りと日中活動の場を提供します。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人日/年	229	585	600	600	600	600
	人/年	8	10	10	10	10	10

② 見込量確保の方策

サービス提供事業者と連携を図りながら、利用者や家族のニーズに沿ったサービスの提供体制の確保に努めます。また、サービスの実施について広報紙や市ホームページ等で周知し、適切な利用を促進します。

(12) 訪問入浴サービス

サービス	概要
訪問入浴サービス	重度の身体障がいのある人の自宅を訪問し、専用の浴槽を使って入浴のサポートを行います。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人回/年	41	48	48	48	48	48
	人/年	1	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

利用ニーズを把握しながら、必要とする人にサービスが行き届くよう利用の促進を図ります。

3 障がい児福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

サービス	概要
児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	障がいや発達に特性がある子どもに、授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流その他の便宜を供与します。
保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、他の幼児との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援の必要がある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び医療的管理下において必要な治療を行います。 ※医療型児童発達支援は令和6年度から児童発達支援に一元化されます
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する子どもに、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障害児支援利用計画案を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な見込量

サービス名	単位	実績		見込み	計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	実利用者数	人/月	26	23	22	23	24	25
	利用量	人日/月	104	72	82	84	86	88
放課後等デイサービス	実利用者数	人/月	35	30	30	31	32	33
	利用量	人日/月	294	302	320	330	340	350
保育所等訪問支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	実利用者数	人/月	0	0	0	/	/	/
	利用量	人日/月	0	0	0	/	/	/
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数	人/月	4	7	10	11	12	13

② 見込量確保の方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、ニーズの増加に対応すべく、関係機関との連携を深め、サービスの質的・量的な充実と確保に努めます。

利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図ります。

4 成果目標

「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」では、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活への移行、地域生活支援及び就労支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年度末までに5%以上の削減することを定めています。ただし、第6期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。

【成果目標】

項目	令和8年度目標
施設入所者のうち 地域生活への移行者数	2人（令和4年度末の施設入所者数36人×6%÷2人）
施設入所者の削減数	2人（令和4年度末の施設入所者数36人×5%÷2人）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、令和8年度末までに精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上、精神病床における1年以上入院患者数、精神病床における早期退院率を3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上にすることを定めていますが、精神病床からの退院に関する目標値は、県が設定するものであり、県との連携の中で目標達成に向けた取り組みを推進します。

本市では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう保健所主催の会議に参加し、現状把握や情報共有に努めます。また、保健、医療及び福祉関係者による協議の場において、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を行います。

【成果目標】

項目	令和8年度目標
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催	継続

【活動指標】

項目	実績	見込量			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	5回	5回	5回	5回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	2人	2人	2人	2人	2人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	0回	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	11人	13人	13人	13人	13人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	1人	1人	1人	1人	1人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

① 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。

中濃圏域の市町村で地域生活支援拠点を整備しており、障がいのある人等の地域生活の安心の確保や入所施設や病院からの地域移行を推進すること等を目的として、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能の充実を図ります。

令和6年度以降は地域生活支援拠点等の運用について検証及び検討を重ねながら、充実を図ります。

【成果目標】

項目	令和8年度目標
地域生活支援拠点の整備箇所数	1か所
コーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点等の検証および検討の実施回数	年1回

② 強度行動障がいを有する人への支援体制の整備

令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市でも、行動関連項目等を参考に障がい福祉サービスを利用する強度行動障がいを有する人の人数を把握し、ニーズの把握や支援体制を整備します。

【成果目標】

項目	令和8年度目標
強度行動障がいを有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	令和8年度末までに支援体制を整備する

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

国の指針では、令和8年度における福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行実績を、令和3年度の1.28倍以上とすることを基本としています。この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとしています。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本としています。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上とすることを定めています。

障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。

【成果目標】

項目		令和3年度の実績	令和8年度目標
①一般就労への移行者数	就労移行支援事業等	0人	3人
	就労移行支援事業	0人	1人
	就労継続支援A型事業	0人	1人
	就労継続支援B型事業	0人	1人
②就労定着支援事業の利用者数		1人	2人
③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所		1か所	
④就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所		1か所	

(5) 障がい児支援の提供体制

国の指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置するとともに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

また、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上確保し、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

【成果目標】

項目	令和8年度目標
①児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを1か所設置する
②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	令和8年度末までに、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用するとともに障がい児の社会参加を推進する体制を構築する
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保する
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和8年度末までに、美濃市地域自立支援協議会を協議の場として活用する
⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを1名配置する

○発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の支援には、家族等への支援が重要であることから、保護者等が子供の発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制の整備を検討します。

【活動指標】

項目		実績	見込量			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング	受講者数	0人	0人	0人	0人	1人
	実施者数	0人	0人	0人	0人	1人
ペアレントプログラム	受講者数	0人	0人	0人	0人	1人
	実施者数	0人	0人	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数		0人	0人	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数		0人	0人	0人	0人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを定めています。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを定めています。

本市では、既に基幹相談支援センターを設置しているため、今後は総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等の取組の充実などを行い基幹相談支援センターの機能の強化に努めます。

また、協議会における個別事例の検討などの取組の強化や関係連絡会等を通じてサービス基盤の開発・改善を図っていきます。

【成果目標】

項目	令和8年度目標
基幹相談支援センターの設置	継続
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	拡充
協議会における個別検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等の実施	継続

【活動指標】

項目		実績		見込量			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置		有	有	有	有	有	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30件	35件	35件	35件	35件	
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件	1件	1件	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	1回	1回	1回	1回	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	10回	12回	12回	12回	12回	
	主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	0人	0人	0人	
協議会における個別検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討	実施回数	10回	10回	12回	12回	12回
		参加事業所・機関数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
	専門部会	設置数	1部会	1部会	1部会	1部会	1部会
		実施回数	0回	0回	0回	0回	1回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを定めています。

本市では、障がい福祉サービスなどに関する各種研修については、県が実施する研修以外のものを含めて積極的に活用を検討します。また、令和8年度末までには、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や関係自治体と共有する体制を構築します。

【成果目標】

項目	令和8年度目標
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに体制を構築する

【活動指標】

サービス名		実績	見込量			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修への市職員の参加人数	0人	1人	2人	2人	2人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	分析結果の共有体制の有無	無	無	無	無	有
	事業所や関係自治体等との共有の実施回数	0回	0回	0回	0回	1回

1 推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら、計画を推進します。

また、本計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、毎年度、計画の実施状況を点検・評価します。

2 圏域での連携

岐阜県及び中濃圏域の市町村とも連携を図りながら、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

3 自立支援協議会

自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づく相談支援事業のうち地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うことを目的として設置される協議会です。

障がい者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成され、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の地域における課題やその方策等についての協議を行います。

4 関係機関・ボランティア団体との連携体制

この計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近で役立つような情報が得られるよう、ボランティア団体や障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。

5 計画の普及・啓発

この計画について、計画書のほか、概要版や市報、市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

6 PDCAサイクルによる進捗管理

この計画の実現に向けて、計画の進捗状況を把握し、毎年度、点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようなPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ

